

時永浦三のアメリカ調査報告

－アメリカにおける朝鮮独立運動とアイルランド独立運動－

加藤道也[†]

キーワード：時永浦三，朝鮮，アイルランド，アメリカ合衆国，独立運動

1. はじめに

朝鮮総督府事務官兼参事官時永浦三¹⁾は、1919年11月20日、アメリカ合衆国への出張を命ぜられた。時永浦三は、韓国統監府時代から朝鮮で勤務し主として内務・警察業務に従事してきた植民地官僚であった。1919年8月の朝鮮総督府官制改革によって新設された警務局では、事務官兼参事官を務める幹部となった。1919年3月に勃発した3・1独立運動は、朝鮮総督府当局に大きな衝撃を与えた。当時アメリカ大統領ウィルソンは、民族自決主義を提唱し、それが朝鮮民族を含む民族独立運動を活発化し、国際的に大きな潮流となっていた。民族自決主義は、1917年7月4日、ウィルソン大統領が故ワシントン大統領の墓前で宣言し、1918年7月4日の議会演説でも言及されたが²⁾、合衆国独立宣言とデモクラシーに基づいた建国以来の歴史を有する主義であると考えられており、1892年民主共和両政党政綱にも民族自決主義に関する条項が入れられているほどであった³⁾。すなわち、民族自決主義は感情論や理想論ではなく、平和会議によって具体化されるべきアメリカの国民的要求であると考えられていたのであった。実際にアメリカ国内では、アイルランド人による独立運動への同情表明や、1918年に中欧12カ国の代表者がニューヨークで開催しユダヤ人や朝鮮人も参加した民族自決のための会議に対して、アメリカ政府は干渉せず、反乱

[†]大阪産業大学 経済学部 経済学科 准教授

原稿受理日 11月20日

1) 時永浦三の詳しい経歴に関しては、拙稿「朝鮮総督府官僚のアイルランド認識－時永浦三を手掛かりとして－」『大阪産業大学経済論集』第11巻第1号 2009年9月、を参照されたい。

2) 朝鮮総督府警務局「米国ニ於ケル独立運動ニ関スル調査報告書」1921年9月 近藤劔一編『齋藤総督の文化統治』友邦シリーズ第16号 宗高書房 1970年（以下「報告書」と略記する）、217頁-218頁。

3) 「報告書」223頁-224頁。

計画者たちの避難所として保護を与えており、アメリカ自身の属領に関しても、キューバの独立を承認し、フィリピンの独立運動に対しても好意的な反応を示していた⁴⁾。

なかでも特に民族自決主義に関する議論が最も活発に行われたのはアメリカ上院であった。1919年6月6日、第66回第1期議会上院において、「アイルランド独立同情決議」が出席議員60名中1名以外の全員賛成で可決された。第66回第2期議会においては、エジプト保護権に関する留保案や、アイルランドおよび朝鮮独立同情に関する同情案が提出され活発な議論が展開された⁵⁾。その結果、アイルランド独立同情案は可決され、朝鮮独立同情案も否決されたものの一定数の支持を得たのであった⁶⁾。独立運動に対する同情的な考え方は、議会全体に波及する様相を呈していたのであった⁷⁾。

朝鮮総督府当局の重要な関心事は、朝鮮独立運動の動向そのものに加えて、そうした運動に対して、アメリカが民族自決主義の大義に立って、どのような対応をとるのかであり、それを的確に把握することは日本の国際的立場にとって重要な課題であった。そしてその任にあたったのが警務局事務官であった時永浦三であったのである。欧米出張の辞令を受けた時永浦三は、1919年11月25日に横浜を出港し、ハワイを経てサンフランシスコに到着し、ロサンゼルス、シカゴ、ニューヨーク、ワシントンなどを視察し、その後カナダを経て1920年8月末にロンドンに渡った⁸⁾。アメリカを視察した時永は、1920年4月にワシントンから第1報を復命した。その報告は朝鮮総督府警務局によって内覧用資料として翌年まとめられた。それが朝鮮総督府警務局「米国ニ於ケル独立運動ニ関スル調査報告書」(1921年9月、以下「報告書」)である⁹⁾。「本書ハ時永事務官カ米国ニ於テ調査シ客年四月華盛頓ヨリ復命シタル所ノ一部ヲ輯録シタルモノトス参考ノ為印刷ニ附シ府内頒閲ノ便ニ供ス」とあるように、時永の文章そのままが収録されているものと考えられる。「報告書」は、第1章 民族自決主義、第2章 米国ノ新聞及雑誌、第3章 米国ニ於ケル愛蘭独立同情運動、第4章 米国ニ於ケル朝鮮独立運動、の4章で構成され、アメリカにおける独立運動を詳細に調査・分析したものであった。

この「報告書」自体は、朝鮮史関係文献をはじめとしてしばしば言及されているものであるが¹⁰⁾、その豊富な内容に比べて言及の仕方はいまだ部分的なものにとどまっている。

4) 「報告書」218頁。

5) 「報告書」219頁-220頁。

6) 「報告書」220頁-221頁。

7) 「報告書」221頁-222頁。

8) 時永浦三「欧米を視察して(其一)」『朝鮮及満洲』165号 1921年6月号、53頁。

9) 朝鮮総督府警務局「米国ニ於ケル独立運動ニ関スル調査報告書」1921年9月 近藤劔一編『齋藤総督の文化統治』友邦シリーズ第16号 宗高書房 1970年。

とりわけ「報告書」が多くを割いて言及している朝鮮独立運動の背景にあったアイルランド独立運動に関しては、あまり言及が行われていない¹¹⁾。本稿においては、こうした点に留意しながら、この重要な「報告書」の内容を詳細に紹介・分析し、新しい意義を提示したい。また、帰国後時永浦三は、当時植民地で発行されていた雑誌『朝鮮及満洲』に自身の欧米視察記を掲載している。そこでは特にアメリカ滞在時の印象や感想が非常に明確に描かれており、アメリカ滞在から感じた朝鮮統治に対する様々な意見を綴っている。そこで、「報告書」に加えて、この欧米視察記を紹介し、これまで言及されてこなかった彼の植民地統治認識に関する新たな知見を提示し、彼の「報告書」を筆者の問題関心に基づいて再構成し、当時の独立運動の状況を国際的文脈の中に位置づけたい。

2. アメリカにおける朝鮮独立運動

朝鮮総督府が時永をアメリカに派遣した大きな理由の1つは、当時アメリカ国内で活発化していた朝鮮独立運動の動向を把握することであったと思われる¹²⁾。時永はまず、独立運動の主体である在米朝鮮人の勢力がどの程度であるのかについて検討を行う。「報告書」は、在米総領事館や現地日本人会の調査に依拠して概数を把握することに努めた。それによると、当時自治領であったハワイに約4500人、アメリカ本土にはサンフランシスコを中心として太平洋岸に約1400～1500人から2000人、ニューヨーク付近の大西洋岸に約400人が居住していたとされる。中央北部地方ではシカゴを中心として居住者がいたが極めて少なく、中央南部地方ではメキシコ国境に極めて少数が散在しているという状況であったとされる。これらの在米朝鮮人たちは、長年にわたる移民によってその数を増していった。ハワイにおける朝鮮人は、1904年に2435人が渡航したのを端緒に、1910年に至る6年間に

10) 長田彰文『日本の朝鮮統治と国際関係－朝鮮独立運動とアメリカ1910-1922－』平凡社 2005年

11) 山田朋美「戦間期日本におけるアイルランド認識」『国際関係学研究』No.34 2008年3月、は本報告書を用いてアイルランド問題を検討している希少な研究であるが、主に国際関係に注目した第4章に限定されている。また、時永がアメリカ調査によって得たとされる認識に関しては、筆者と見解が異なる。アイルランドを朝鮮植民地との関係で捉えるという視点についての先駆的研究としては、上野格「日本におけるアイアランド学の歴史」『思想』617号 1975年、がある。また、最近の研究としては、齋藤英里『「アイルランド・朝鮮類比論」の展開』法政大学比較経済研究所・後藤浩子編『アイルランドの経験』法政大学出版局 2009年、がある。

12) 朝鮮総督府の統治政策に関する代表的な研究である姜東鎮『日本の朝鮮支配政策史研究－1920年代を中心として－』東京大学出版会 1978年、は時永浦三を2次にわたる「派遣隊」の第1次派遣隊としており、前掲の山田朋美による研究もこれを踏襲しているが、時永に関しては、組織的な「派遣隊」という性格のものではなく、あくまで時期的な区分として考えるべきであろう。

2009人増加して4533人となり、1917年には4734人となっていた。日韓併合が行われた1910年以降では僅かに201人の増加に留まっており、「報告書」は、併合後に渡航が減少したと記している。出国管理については日本の植民地当局の統制が行き届いていたのである。アメリカ本土における朝鮮人に関しては、サンフランシスコの日本総領事館が1916年1月から1917年5月にかけて調査を行っており、1年5カ月間を通じて入国許可数は131名、うち旅券携帯者は僅かに9名、公費救護の必要によるものは12名にすぎなかったことが判明していた。しかし、「報告書」が問題にしたのは、植民地当局が把握しきれなかった朝鮮人たちの「不法入国」の問題であった。旅券携帯者の多くは上海に1年以上在留し、中国人名に変名して中国籍となり、上海や香港より学生の名義で来ていると見られていた。これらの者たちは日韓併合前から中国に在住していたため日本国民としては把握されておらず、アメリカ入国に際しては、旅券入手の方法がないと陳述することでアメリカ移民官の承認を得ていた。さらに、一部の無旅券朝鮮人は、日本の港湾においては中国服に変装し、アメリカ入国の際には韓人国民会の保証により入国を許可されていることが判明した。時永は、こうした状況に関して、本来アメリカ移民法の適用を受けるはずの者たちが、上陸時に所持金を有さないなどの欠格事由に該当する者が少なくないにも関わらず、アメリカが入国を許可していることに疑念を表明した。日本政府が遵守していた紳士協定に悪影響を及ぼすと考えたためである。朝鮮人たちはいわゆる「呼び寄せ婚」も行っていたが、アメリカ当局は朝鮮人に対して特別な取り扱いをしているように見えた。時永は、アメリカ移民当局が朝鮮人の入国に対して同情的であることに疑問を呈したのであった¹³⁾。

「報告書」は、アメリカ在住の朝鮮人の状況も注視していた。アメリカ在住の朝鮮人は労働者が多いとされ、日本語に熟達した者が少なくなく、日本人と称してアメリカ人家庭に雇用されている者が多数在留しているようであった。子弟の教育施設としては、ハワイにおいては朝鮮語教育を行う19か所の学校を有していたが、その他の地域においては何らの教育施設もない状況であった。サンフランシスコやロサンゼルス、リバーサイド、レッドランドなどには朝鮮人の教会があり、サンフランシスコ教会においては礼拝者が150～60名を数えており、これらの朝鮮人は、サンフランシスコにおける国民会の影響下にあるとされ、同会の機関紙『新韓民報』は、彼らが朝鮮の事情を知る唯一の新聞であることから、その排日的論調によってハワイ、サンフランシスコおよびニューヨークでは毎年8月29日の併合の日には亡国記念の日として愛国的会合を催し、愛国寄付金を募りつつあるとして「報告書」は警鐘を鳴らしていた。そうした状況に影響され、1919年3月に独立運動

13) 「報告書」295頁-297頁。

が勃発すると、アメリカ各地から多額の義捐金が寄せられたと推測された¹⁴⁾。

「報告書」はさらに、そうした在米朝鮮人コミュニティーと民族運動との関連にも注意を払っていた。1918年1月8日にアメリカ大統領ウィルソンが平和綱領14箇条を発表すると、チェコやポーランド人などはニューヨークに集まり小弱国同盟会を設立したが、アイランドやインドの独立運動に在米朝鮮人たちが連携し、数回の同盟会を開催していた。それに関連して1918年12月、サンフランシスコ韓人国民会長安昌浩は、ホノルル支会にあてて講和会議には鄭漢慶が出張し、閔賛鎬および李承晩はニューヨークに留まり小弱国民同盟会委員として運動し、金奎植はアメリカ世論の喚起に尽くすことを決定した旨、朝鮮に電報を送っており、1919年の騒擾勃発前に、韓人国民会を中心として、すでにアメリカにおける独立運動が展開されていたことは明らかであると「報告書」は結論付けた。彼らはアメリカ議会上下両院に対して運動への支持を働きかけ、アメリカにおける朝鮮独立運動の承認を得ようとしているとして警戒していた。実際、1918年12月3日には、朝鮮独立陳情書を上下両院に提出した上、独立運動家 Henry Chung が1919年1月18日、アメリカ、ロシアおよび中国在住朝鮮人を代表し上院外交委員会に請願書を提出し平和会議における朝鮮の独立承認を求めたことが判明していた。また「報告書」は、1919年3月北京からの通信として、中国在住の朝鮮人を代表する独立既成委員を名乗る者が在北京アメリカ公使に対してアメリカが講和会議において朝鮮の独立を援助するよう嘆願書を提出したとする情報も入手していた。アメリカ国内の朝鮮独立運動が、アジアにおける民族運動と連携しているとして注視していたのである。「報告書」は、アメリカの支援によって朝鮮独立を達成するという考え方が、在米朝鮮人の運動によって朝鮮外に広範に展開されており、在ロシア、在中国の朝鮮人と呼応して独立運動を画策し、ウィルソン大統領の民族自決主義の影響を受けた運動の激化を招いており、アメリカの世論に訴え同情を求めると同時に、上海に仮政府を設けて具体的な独立の方法を模索するに至っていると結論付けたのであった¹⁵⁾。

「報告書」は、アメリカで展開されていたこうした独立運動を推進する在米朝鮮人たちの組織を詳細に調査していた。そこで把握されたのは、以下の組織であった。

韓人国民会（Korean National Association or Commission）は1909年2月に創設され、本拠をサンフランシスコに置き、国民中央会と称してハワイ、メキシコ、ウラジオストックの各地にも地方総会を組織して連携していると考えられた。韓人国民会は、同胞の教育を行い、実業を新興し、自由平等を提唱し、同胞の榮譽を増進し祖国の復興を計るという

14) 「報告書」297頁-298頁。

15) 「報告書」298頁-299頁。

目的を掲げていた。その中央総会は北米大韓国民会とも呼ばれ、サクラメント、クラーモント、ダイニューバ、スタクトン、ロサンゼルス、リバーサイド、レッドランド、フレズノ、ソルトレークなどの各地に地方支部を置き、在米朝鮮人に関する一般行政事務を行うとともに、中国やロシアの反日朝鮮人と連携して排日運動を鼓舞していると考えられた。同会は、別に存在していた在米朝鮮人の団体である大同保国会と1910年2月に合同して以来、在米朝鮮人の殆んど全部を網羅し基礎が強固になったとされる。毎年あるいは毎月若干の会費または寄付金を徴収し経費にしており、毎年1人につき5ドル程度を徴収しているようであった¹⁶⁾。

具体的な活動も調査された。それによると、1912年11月8日から29日にかけて、安昌浩、朴容萬などの指導者たち7人がサンフランシスコに各地の代表者を招集し、韓人国民会中央総会第1回代表者会を開催し、憲章76箇条を制定し、義務金の上納を規定した。国民会は、日韓併合に反対する哀訴の電報を天皇や韓国皇帝に発し、日韓併合反対の決議文を同地各英字新聞に発表するなどの活動を展開していた。同会は当初事務所をすべてサクラメント街に置いていたが、調査の時点ではそれをマーケット街995番のPacific Buildingに移し、多数のアメリカ人の婦人タイピストを使用し、事務員、雇員合わせて約40名に達し、いわば一行政庁をなしていた。週刊新聞である『新韓民報』を2000部程度発行し、アメリカ各地および中国、ウラジオストックに配布していた。これは韓字新聞であるためアメリカ人の購読者はないと考えられていたが、朝鮮人の間では排日および独立運動の有力な宣伝手段となっていた。同会は、李承晩、金奎植およびDr. Philip Jaisohn（アメリカ帰化朝鮮人）などを指導者とし、漸進温和主義を奉じ、国際連盟によってアメリカの援助を受けて独立の目的を貫徹すべく活動し、革命戦争を避けようとする傾向にあると考えられていた¹⁷⁾。

「報告書」は、同会の活動が組織的に展開されていることに警戒感を表明するとともに、とりわけ影響力の大きいハワイにおける具体的な活動の把握に努めた。それによると、同会のハワイ地方総会は1909年10月に創立され、会員は1911年時でハワイ全島を通じて1500名に達しているとされた。多少の内部対立もあったが、韓国の独立のために海外在住の朝鮮人が結束し、殖産興業を奨励、文明国民の間に介在し、世界の大勢を知悉し、機会が到来した際には会員は各自の資金を挙げて独立軍の軍資に投じ、素志を貫徹するという点では団結していると考えられた。しかし、1917年、石井遣米大使がハワイに寄港すると、アメリカは国賓の礼をもってこれを遇し、未曾有の歓待をなし、さらに、1918年には日米協同宣言があり、両国関係が漸く密接の度を加えるに至り、1917年以来在米朝鮮人の呼び寄

16) 「報告書」299頁-300頁。

17) 「報告書」300頁。

せ結婚も日本人同様に民籍謄本により文字試験省略の恩典に浴することとなると、日本に対する信頼が増し、当時の軍艦長が巡察した際には、朝鮮人数名が進んでその訪問を歓迎し、昭和天皇即位式挙行の際、在留日本人たちが奉祝記念のための拠金をした時、朝鮮人労働者の中に献金を申し込む者も出たと記している。特に、1919年、排日派の高石柱、鄭允弼、申漢奎および安元奎らが朝鮮を視察しハワイに帰島すると、朝鮮での日本官憲の迫害を危惧して母国観光を控えていた在米朝鮮人たちは驚き、さらに母国の状態を聞くに及んで好感を得て、1917年には帰国者数が例年に比べて倍増したと分析された。そのため国民会の機関紙『国民報』は、次第に声価を落とし発売部数が減少し、経営が困難になったと結論付けている。国民会長以下の指導者たちは、この対策として日本人と交流する朝鮮人に対して警戒を厳しくするなど、排日運動の維持に苦心するに至ったとされる。同会は週2回発行の機関新聞『国民報』を有し、サンフランシスコ中央総会の『新韓民報』とともに広く中国、間島およびロシア地方の朝鮮人間に配布する他、『ハワイ韓人週報』、『朝民時事』などの新聞および雑誌『太平洋』を発行するに至ったことが報告されている。会長は李鐘寛という労働者出身の人物であり、李承晩は本総会の顧問であると、組織内の人的関係にも言及していた。「報告書」は、在米朝鮮人の組織を分析し、その影響力を推測するとともに、日本による外交活動が民族運動を抑制する上で少なからぬ効果を持っていることを指摘した¹⁸⁾。

比較的穏健な組織とともに、「報告書」は、急進的な分派の存在にも注意を払っている。

韓人独立団（Korean Independence League）は、本部をハワイに置き、朴容萬が会長を務める急進過激派であると考えられており、革命的手段を用いて速やかに朝鮮の独立を図る傾向があると考えられていた。その運動方針は、絶えず朝鮮に暴動をおこし、日本国民がこれを鎮圧するため莫大な戦費の負担と人命の犠牲に耐えられず、政府に迫って朝鮮を放棄させようというものであった¹⁹⁾。

また、韓人興士団（Korean Knight）は、1919年末、ハワイやサンフランシスコにおいて、鄭漢慶（Henry Chung）が創立した組織であり、前述の韓人独立団と同様に、過激な手段によって朝鮮独立の目的を果たそうとする傾向にあるとされた。ロサンゼルス韓人国民総会長安昌浩（47歳）が団長を務めていると見られていた²⁰⁾。

さらに、新韓人会（New Korean Association）は、1918年、民族自決主義のもと小弱国民連盟会がニューヨークに組織され、同年11月11日、ヨーロッパ大戦の休戦条約が調印

18) 「報告書」300頁-302頁。

19) 「報告書」302頁。

20) 「報告書」302頁。

された際、シカゴ付近のエバンストンに在住していた前述の鄭漢慶がニューヨークにおいて組織したものであった。本部はニューヨーク28 Division St. にあり、韓人独立団および興士団と同様に過激な運動方針をとっていると考えられた。しかし、同会の会員は約30～40名にすぎないと「報告書」は見ていた。急進的な手段をとる組織はいずれも少数であり、影響力の点では劣り、韓人国民会と提携して運動しているものとして把握されていた²¹⁾。

「報告書」は、韓人国民会を中心とするこうした様々な組織が、さらに上部機関によってまとまりを維持している点に注目していた。The Korean National Commissionは上海仮政府との関係が深く、上海における朝鮮仮政府の分機関とも称せられており、本部はワシントンに置かれ、事務所は元 Continental Building であったが、調査当時には Portland Hotel の一室を使用していることが報告されていた。それは、李承晩 (Dr. Singhman Rhee) を指導者、H.J.Song を会計官となし、朝鮮仮政府の行政機関と称されるほどであり、諸団体はすべて本 Commission に従属していると見られていた²²⁾。

「報告書」は、上述のようないわゆる中央機関の存在について、在米朝鮮独立運動を統一された組織的なものにしていくと警戒していた。それは、1919年4月14日から16日の3日間、アメリカ各地の朝鮮人代表者約40名およびフィラデルフィア付近の在米朝鮮人約40名、合計80名(若干の婦人を含む)がフィラデルフィアに集結して開催された第1回朝鮮議会に象徴されていると「報告書」は分析する。この第1回朝鮮議会において、李承晩が臨時政府国務卿として総理となり、フィラデルフィア在住の帰化朝鮮人 Philip Jaisohn が座長となり、興士団の指導者である鄭漢慶もニューヨークから出席したことが判明していた。さらに「報告書」が警戒したのは、Holy Trinity 教会主席牧師 Rev. Dr. Floyd W. Tomkins, オペール大学教授 Prof. Herbert A. Miller, 前ロシア駐在者 Prof. Alfred J.G. Schadt, フィラデルフィアの新聞記者 George Benedict, ランスダウン・ストリート・ジョンズ教会主席牧師 Rev. Croswell Mc Bee, フィラデルフィア・ピラノバ大学長 Rev. James J. Dean, 京城メソジスト神学校牧師 Rev. C.S. Berkowitz などのアメリカ人同情者も参加した点であった。Tomkins 牧師によって朝鮮および朝鮮人が朝鮮以外に最も愛するアメリカのために祈祷し、次いでアメリカの National Hymn を合唱して議事に入り、(1) 朝鮮、満洲および朝鮮隣接地に使者を派遣し彼らの奮闘しつつある努力に対して同情を表すこと、(2) アメリカ人にわれらの希望および運動を周知させること、(3) 日本の政策は不正でありドイツのそれに酷似していることを世界に周知すること、(4) 日本人民に本会の決議を提示すること、(5) ワシントンの赤十字本部に朝鮮における虐殺事件を報

21) 「報告書」302頁-303頁。

22) 「報告書」303頁。

告し救助を乞うこと、(6) この会議に対して同情を表しているフィラデルフィアの名士および新聞記者(Dr. Peumer および Dr.Clarence E.Mc Cartney)に感謝状を贈ること、(7) パリ平和会議およびワシントンのアメリカ合衆国政府に請願書を提出することなどを決議した。出席したアメリカ人たちは各々演説を行い、ハワイ、上海、ウラジオストック各地からの祝賀電報を朗読し、これに対して返電を発するなど、在米朝鮮独立運動が広範囲に影響力を持ちうるものであることが記されている。会議が終了した4月16日、参加者たちは Jaisohn の先導で韓国国旗を持って独立閣に至り、アメリカ独立の際に憲法に署名した部屋に入り、李承晩が1919年3月1日における朝鮮共和国仮政府の朝鮮独立宣言を朗読し、朝鮮共和国および合衆国の万歳を三唱し散会したとされる。本議会の議事録に代表として署名した朝鮮人は33名で、多くはアメリカにおいて教育を受けた青年男女であったことが把握されている。「報告書」は、本議会を実地視察した者の情報として、列席者は概して粗衣貧弱な労働者風の者が多く、その出席旅費などは何らかの援助によるものであることは明らかであると見ていた。また参列したアメリカ人の多くは在朝鮮宣教師と関係の深い者であり、同会は主としてこれらのアメリカ人の同情・支援によって成立しているものと考えられた²³⁾。こうしたアメリカ人たち、特に宣教師たちの同情の動きは、当時朝鮮総督府が最も警戒していた点であった。

「報告書」はさらに、在米朝鮮独立運動の宣伝活動についても関心をもって調査していた。情報局 (Korean Information Bureau) は、フィラデルフィアの Weightman Building, 1524 Chestnut St. に事務所を有し、第1回朝鮮共和国議会の議事録および講和会議に対する請願書をはじめ *"Mansei" Little Martyrs of Korea, Korean Fight for Freedom, Independence for Korea* などの冊子を編纂発行していた。月刊誌 *Korean Review* を発行し、独立宣伝に努めていた。同雑誌は約2000部発行され、半数は主な図書館、上下両院議員その他の公人に無料配布されていると考えられていた。局長は在フィラデルフィア帰化朝鮮人 Philip Jaisohn であり、幼少時より渡米しペンシルバニア州ウェルズペー小学校を経て、バルチモア市 John Hopkins 大学歯科を卒業後、ワシントンで開業した人物であると把握されていた。彼は1897年ごろ帰鮮し京城にて独立新聞を発行し金玉均らと交遊した後、再び渡米しフィラデルフィアの16 Chestnut St. に文房具商を営んだ結果、少なくとも10万ドル相当の財産を有するに至った人物であった。その他にも各種の事業に関係し、再渡米当時ペンシルバニア大学生物物理学助手であった頃は、自ら日本人と称し親日的態度をとっていたものの、1919年3月の独立運動前後に李承晩がフィラデルフィアに来て会見して以降は、

23) 「報告書」303頁-304頁。

私財を投じて独立運動を援助するようになったと見られていた。在米朝鮮独立運動の宣伝を担っていた情報局は、もっぱら彼の出費によって維持され、朝鮮人青年1名とアメリカ人の婦人タイピストを使用し、その事務にあたっていることが明らかにされた²⁴⁾。

「報告書」によって、在米朝鮮独立運動の詳細が明らかとなった。すなわち。韓人国民会は最も古くかつ各地に支部を有し、日本人会と同様に朝鮮人に関する一般の公共的事務を行い、その会費は税金のように徴収され、韓国復興に備えるものとされ、その他の団体は1919年3月の独立運動後に新たに生じたものであることが判明した。これらの団体は独立仮政府の行政機関と称される Korean National Commission の下に結集し、国民会がこれに資金を供給していると考えられた。すなわち Korean National Commission は独立運動の中核として諸団体を包摂し、独立団、興士団および新韓人会の諸団体は過激な直接手段に訴えようとしている運動家たちが集まって各々団体を形成しているだけであり、この3団体に属する者は又国民会員であると同時に National Commission に出席し発言しており、統一された活動を成していることが明らかとなったのである。さらに宣伝活動を担う情報局は、上部機関である National Commission に属し、その文書の印刷に当たるとともに、アメリカ人の同情団体である The League of the Friends of Korea に属する文書の印刷も行っているなど、アメリカ人との連携も実現させていたのであった²⁵⁾。

さらに、これらの諸団体の他、ハワイ、サンフランシスコ、ロサンゼルスには朝鮮人による教会があり、教会では説教の際に朝鮮人の自覚を唱え、これに集会する子女の間に激しく独立思想を鼓舞していることは明白であると考えられた²⁶⁾。

このような状況を背景として、朝鮮で独立運動が勃発すると、Seek Hun Kim が論文を発表して朝鮮独立を唱えた。また、韓人国民会はアメリカ大統領に対して朝鮮を国際委任統治のもとに置き、自治の資格を備えるのを待って独立を認める案を平和会議に提唱することを求めた。さらに、1919年3月16日、大統領あての書面を諸新聞に発表し、同時に日本当局が逮捕した1000人の朝鮮独立運動家に対して日本政府が不当な処遇を与えないようアメリカ政府が人道支援に尽力することを要請する旨の陳述書を英米両政府に寄せたことを明らかにしていた。同年4月7日ワシントンにおける National Commission は、朝鮮臨時政府外務大臣の名をもって朝鮮はアメリカの制度ならびに精神と同一であるキリスト教独立国家を建設すると宣言した。サンフランシスコ国民総会は同月9日、英仏米伊各国政府ならびに講和使節に独立宣言書を発送し、フィラデルフィアにおいて National

24) 「報告書」304頁-305頁。

25) 「報告書」305頁。

26) 「報告書」306頁。

Commission は4月14日より3日間、第1回朝鮮議会を開催し各種の決議をなし、独立を宣言したが、さらに Commission は5月1日に大会を開き、各地より数百名の朝鮮人および中国人が列席したとされる。一方、李承晩は『サンフランシスコ・エグザミネー』に投書し、日本人の横暴と宗教圧迫を攻撃し朝鮮の独立を訴えた。同地国民総会はこれを印刷し、かつ惨殺の光景を撮影したとする写真を付して在米朝鮮人および主なアメリカ人に配布した。李承晩はさらに、6月6日、ワシントンにおいて、アメリカ人と連合して総員200名に達する会合を催し、日本の暴政を非難し独立の必要を決議し、決議書をアメリカ大統領および上下両院議員に配布した。サンフランシスコなどでは、教会において独立演説が行われ、同地在留朝鮮人婦人会長 Mrs. J.H.Yung および書記長 Mrs. S.E.Kim が9月、アメリカ大統領に請願書を提出した。こうした在米朝鮮人たちの活動に対して、当時アメリカの各新聞はさかんに朝鮮問題を掲載していたが、それはニューヨークなどにおいて朝鮮人運動者が新聞記者などに対して資金提供したためであると「報告書」は指摘している²⁷⁾。

しかし、以上の請願や運動にもかかわらず、パリ講和会議において民族自決の原則は除外された。そのため急進主義者たちは、次第に革命戦争によるほか目的を遂行することはできないと考えるようになり、ロシア領シベリアおよび中国に在住する朝鮮人の扇動に力を注ぐに至ったと「報告書」は分析する。実際に、1919年10月、Seek Hun Kim はワシントンの知名政治家に書簡を送り、シベリアにおける日本の威迫を訴えていた²⁸⁾。

「報告書」は、こうした在米朝鮮人たちの独立運動の資金はどのようにして集められたのかについても重大な関心をもって調査を行った。「報告書」は、ロサンゼルス領事が同地の探偵局関係者より得た情報として、1919年6月、サンフランシスコの銀行から International Bank 経由で上海の朝鮮人団体あてに太平洋沿岸在住朝鮮人の義捐金25000ドルが送付され、その依頼者がサンフランシスコの Korean-Church-Council であったとする情報があることを把握していた。「報告書」は、これが事実であるとするれば、韓国民会の財源は必ずしも貧弱なものではないと分析した。独立運動勃発後、在米朝鮮人は毎月2ドルから5ドルを国民会に納付しているとする説もあるものの、資金が貧弱な在米朝鮮人がこのような多額の納金を永続的に納付可能であるはずはなく、財政が次第に困難に

27) 「報告書」306頁-307頁。

28) 「報告書」307頁。アメリカにおける反日宣伝に関しては、「報告書」第2章「米國ノ新聞及雑誌」の中で、特にハースト系新聞雑誌について詳細に調査している。W.R.Hearst によって経営された新聞や雑誌は、反英・反日で知られており、中下流のアメリカ人に大きな影響力を有しており、時永もその動向を注視していた。（「報告書」272頁-280頁。）ハーストの人物に関しては、デイヴィッド・ナソー著 井上廣美訳『新聞王ウィリアム・ランドルフ・ハーストの生涯』日経BP社2002年、が詳しい。

なってきたことにより、アイルランド共和国公債の例にならい、大韓国公債票を発行するに至ったとする説もあった。しかし時永は、大韓国公債は宣伝のために発行されたものであり、韓人国民会自身が保有する資金は少なく、運動資金はアメリカ人同情者の義捐金が国民会の窮乏を補充しているのではないかと見ていた。大韓国公債票は、1919年9月、大韓民国執政官総裁李承晩および特派駐紮欧美委員長金奎植の名によって発行され、公債の種類を米貨10ドル、25ドル、50ドル、100ドル、500ドルおよび1000ドルの6種とし、ニューヨーク、フィラデルフィア、ボストン、シカゴおよびサンフランシスコの各地において日本人以外の者に発売されていた。ニューヨークにおいては、中国人街付近の朝鮮人経営の店舗で販売されていることが判明していた。「報告書」は、ニューヨーク総領事館館員が中国人を装って購入した際、様々な質問をして日本人でないかどうかを確認するなど日本人の入手を好まない様子であったことを記している。発行高は250000ドルと言われていたが、ニューヨーク総領事館によれば、朝鮮人以外は少数の中国人を除き購買者は極めて少なく、かつ朝鮮人も主に10ドル票または20ドル票を購入し、高額のものは売れていないと見ていた。サンフランシスコにおいてはやや好成績を上げたと言われていたが、全体として募集金額は極めて少ないと推測された。すなわち、在米朝鮮独立運動の資金は潤沢ではないと「報告書」は分析していたのである²⁹⁾。

「報告書」は、アメリカにおける朝鮮問題に関する世論が最も盛んであったのは、1919年3月半ばから4月、5月、6月の3カ月余りであり、朝鮮統治に関する批判が原因であると考えていた。しかし、7月、原首相が統治改革方針を宣言、8月、長谷川総督が更迭され齋藤新総督が改革方針を宣言し、さらにアメリカにおいても黒人迫害事件発生したことにより漸次鎮静化していったと判断していた。朝鮮人はなお世論喚起に努め、新総督の発表した施政方針を李承晩が1919年9月批判していた。李承晩によれば、日本による新政策は日本の専制的野心の表明にすぎず、朝鮮に起こったことは山東、満洲およびシベリアにもいずれ発生することであり、総督交代は軍人政治の改革にはなっていない。したがって、あくまで完全な独立を求めていくことを主張し、日本は朝鮮を世界の大国となるという自国の野心のために利用しているだけであり、このような国家のもとでは朝鮮民族の幸福は望めないと述べていた。サンフランシスコ国民総会長も同一意見を発表し、ハワイの朝鮮人は集会をもち独立運動を継続することを決議するなど、在米朝鮮人は日本の施政方針変更にもかかわらず運動を中止することなくますます宣伝を行っていくことを宣言した。しかし、「報告書」は、これらの活動は、結果としてアメリカ世論を喚起するには至っ

29) 「報告書」307頁-308頁。

ていないと結論付けていた。「報告書」はまた、1920年2月9日、Associated Press のモスクワ電報が、6日、満洲における朝鮮人2000人が共産主義者の援助により武装し朝鮮半島北部地方に侵入、300人の日本軍人を殺戮または負傷させた上、各地の守備隊を攻略し、吉林地方から進軍中であり、共産主義者の活動により革命精神が朝鮮全土に拡張し、朝鮮人の指導者たちは共産主義者と密接に連携し、その援助により武装を準備しつつあり、朝鮮駐在の日本軍3個大隊はこの侵入に対して秩序を維持できないと日本人間で憂慮されているとの報道がなされたことを把握していた。これについて李承晩は、朝鮮独立運動が共産主義と関係があるとするのは日本人による反対宣伝にすぎないと述べた。ワシントン駐在帝国陸軍派遣武官がアメリカ人弁護士 Hopkins から得た情報によれば、アメリカにおける共産主義者マルテンスの尋問供述によれば、在米朝鮮人独立運動者はアイルランド人を通じてロシアの共産主義者より資金の供給を受けており、スイスで開催されていた共産主義者の大会には朝鮮共和国から特使が派遣されているとのことであった。しかし、李承晩がこうした新聞情報を事実無根であると弁解したことに「報告書」は関心を示していた。武力による活動は、在米朝鮮独立運動とは一線を画しているものと見るのができたからである³⁰⁾。

「報告書」は、1920年3月4日、ニューヨークの Music Hall で朝鮮共和国独立宣言1周年記念会が開催され、日本大使にも招待状が届いたことにも触れている。Philip Jaisohn が主催したこの会では、Rev. Dr. Charles J. Smith (Pastor of the Evangelical Lutheran Church of the Holy Trinity of New York) が祈禱を行い、朝鮮共和国およびアメリカの国歌を斉唱したのち独立宣言を朗読し、独立のために犠牲となったり現存する愛国者のために黙禱を捧げた。Dr. Lemnel H. Marlin (ボストン大学長)、Rev. Dr. Edwin Heyel Delk (Pastor of St. Matthew's Lutheran Church of Philadelphia)、Rev. Charles J. Smith および Prof. George Gilmore などの熱烈な独立同情演説が行われた。そして、Miss Caloline Curtiss が独唱し、Delk 牧師の発声によりアメリカ国歌を斉唱して散会した。これは日本大使がニューヨークにおいて日米協会を代表して日米親善の大宴会を催した前日のことであり、 sacrament やデニューバでも同様の会が行われた³¹⁾。

しかし、前述したように、1920年3月18日、アメリカ上院において朝鮮独立同情案は否決された。ワシントンの Korean National Commission の一員は20日、この決議は当時上院外交委員のもとにあった朝鮮人の希望に同情する提案が、平和条約と関係なく単独に上程され、何らの異議なく多数の賛成で通過するための前提であると主張して重要視してい

30) 「報告書」308頁-309頁。

31) 「報告書」309頁-310頁。

た。また提案者である民主党上院議員 Thomas も、平和条約とは関係ないが、アイルランド同情案が通過すれば本案も同一価値をもって通過すべきであると主張していた。アメリカは1882年の米韓条約の義務を果たさず日本による併合を黙認した過去があり、今回は朝鮮人の希望を認め、これに同情することはアメリカの義務であるとの主張がなされた。結果としては否決されたが、採決においては34人の賛成があった。こうした動きに関して、「報告書」は、その後も各種の運動が展開され、3月上院に朝鮮同情案が提出されたものの、新聞雑誌などでは何の反響もなかった点を重視する。そして、アメリカ世論は大体において表面上鎮静化するに至ったと結論付けられたのであった³²⁾。

しかし、「報告書」は、在米朝鮮独立運動がアメリカ人たちに広まっていく可能性を持っている点には引き続き注意が必要であるとの指摘も行っていた。事実ボストンでは、3月の記念会に出席したボストン大学長 Dr.Marlin が League of the Friends of Korea の同地支部長を務め、協会の名をもって朝鮮同情の集会を催し、同地の朝鮮人は盛んに日本の軍国主義と朝鮮における虐政を誇張宣伝し、その結果、朝鮮同情者は漸次増加しつつあったと考えられた。Cincinnati Time-Star 紙は、朝鮮共和国政府大統領と題して李承晩の肖像を掲げ、朝鮮同情論を掲載していた。こうした事例から、在米朝鮮人は各地において League of the Friends of Korea による宣伝活動を展開しており、独立運動が根強く継続していると考えられた³³⁾。

さらに、時永の「報告書」は、さらに朝鮮人たちの独立運動が、在米中国人に広がっていく懸念にも触れている。在米中国人は根強い排日思想をもっており、特に山東問題に関する反感が大きかったからである。彼らは朝鮮人の独立運動には熱烈な同情を表しており、中国および朝鮮両共和国を擁護し、アジアにおける軍国主義に拮抗するためとして在米中国人および朝鮮人間に連合アジア協会 (The United Asian Society) が組織されていた。同会は1919年7月12日、朝鮮の独立を援助することを世界に要求した宣言書を発表し、民族自決の権利を主張し、日本による朝鮮併合の不当性を訴え虐政を訴えていた。同会を通じて、ニューヨーク在住朝鮮人は、中国人に対して革命運動への寄付金を募集することがあると見られていた。大韓民国公債票にも在米中国人が応募したと考えられていた³⁴⁾。

「報告書」は、在米朝鮮独立運動自体に関しては、主として資金面から限界があるとして楽観視していたが、運動の理念がアメリカ人のエスタブリッシュメントたちや中国人を中心としたアジアへと広まっていく可能性については引き続き警戒が必要であることを主

32) 「報告書」310頁。

33) 「報告書」310頁-311頁。

34) 「報告書」322頁-324頁。

張したのであった。

3. アメリカにおけるアイルランド独立運動

前章で見たように、「報告書」はアメリカにおける朝鮮独立運動について詳細に調査し、現時点では沈静化しているものの、非常に根強い運動であることに危惧を表明している。さらには、朝鮮独立運動が広がりを見せ、在米中国人にまで波及していることに警鐘を鳴らしていた。「報告書」は、当時国際的にも大きな問題となっていたアイルランド独立運動のアメリカにおける状況を調査している。それは、民族自決主義によって鼓舞された在米独立運動のなかでも、最も激しく展開されたのがアイルランド独立運動であり、在米朝鮮人による独立運動が、アイルランドを模倣していると考えられたからであった。時永は、「報告書」のなかで、「民族自決運動ノ最モ熾烈ヲ極メルモノハ愛蘭独立運動ニシテ朝鮮独立運動ノ方法ハ甚タ之ニ酷似ス」³⁵⁾と述べて、その重要性を主張していた。また、李承晩の詳細な伝記を書いた鄭秉峻も、朝鮮独立運動のアイルランド独立運動への影響について以下のように述べている。

「1910～20年代の米国では、彼（デ・ヴァレラ）の名声は相当であり、米国社会の世論はやはりアイルランドに同情的であった。1846～51年の大飢饉において、約200万人のアイルランド人が海外に移住し、このうち相当数が米国を選択した。このような理由で、1910～20年代米国中流社会は、アイルランドの独立運動に大いに関心と同情を持っていたのである。

そのため韓国で3・1運動が起こると、外交路線の立脚している対米請願外交が高潮に到達した時点で、在米韓人たちは自然に、米国の世論が友好的に対応しているアイルランドの独立運動の方式に関心を向け、さらにこれを模倣しようとした。同様に国内でも、1920年代はもちろん、1930年代はじめに至るまで、アイルランド独立運動やデ・ヴァレラに対する関心が持続されたのであった。」³⁶⁾

在米朝鮮独立運動は、当時アメリカにおいて大きな影響力を持っていたアイルランド独

35) 「報告書」206頁。

36) 鄭秉峻『雲南李承晩研究』131頁（原文はハングル）。訳は筆者による。本研究は「報告書」を用いたものではないが、当時の新聞や雑誌を用いて在米朝鮮人はアイルランド独立運動に大きな関心を持っていたとする。

立運動を参考にして行われたのであった。そこで、本章では、時永の「報告書」に基づいて、アメリカにおけるアイルランド独立運動の状況を明らかにしたい³⁷⁾。

「報告書」はまず、アメリカではアイルランド系市民3000万人に達すると称されているという事実に着目し、そのためアイルランド独立運動はアメリカ国内で大きな影響力をもっており、時に政治界における一大暗礁とも称されているとしてその動向を詳細に論じている。アイルランド系市民の人口は、アメリカにおける全人口が1万人に満たないとされた在米朝鮮人の運動とは大きく異なる点であった。そのアイルランド独立運動に対しては、多くのアメリカ上下両院議員が民族自決主義を標榜して同情を表明している状況であった。在米アイルランド独立運動は、ニューヨークを根拠として、Eamon de Valeraをアイルランド共和国仮大統領として各地に支部を展開し、アメリカの世論の喚起と本国アイルランドにおける独立運動の助成に努めていると考えられた³⁸⁾。

「報告書」は、de Valeraのアメリカ滞在の主要な目的を、独立運動に対する資金調達にとアメリカにおける世論の喚起であると考えていた。したがって、時永は、de Valeraの動向に重大な関心を抱いて調査にあたったであろうことは想像に難くない。de Valeraは、1919年8月、ニューヨークにおいて、共和国議会承認と称するアイルランド共和国第1回公債を発行し、多数の遊説員がアメリカ各地で勧誘を行い公債の募集獲得に努めたとされる。同公債について「報告書」は、商業上の投資としてよりも、アイルランド共和国政府に対する忠誠の表明という意味が大きいと考えていた。朝鮮共和国公債についてと同様の見方である。「報告書」は、カトリック系新聞である『サンフランシスコモニター』の報道をもとに、公債発行目的について、戦争的革命のための武器、弾薬の購入や独立運動の宣伝・扇動のためではなく、アイルランドに新たな行政制度を確立し執行するためのものであると説明されていると述べている。さらに『ニューヨークトリビューン』1920年1月号に依拠して、地方選挙に勝利したSinn Feinは、アメリカでの資金募集運動に大きな期待をもっている点を指摘していた。The Sinn Fein Organizationはいまや政党となっており、他の政党などと選挙提携を行い、多数の候補者を擁立・当選させていた。「報告書」は、アイルランド公債などの資金の用途は、選挙資金などの平和的な活動になってきていると結論付けていた³⁹⁾。

37) 数少ない先行研究としては、高神信一「アイルランド系アメリカ人とアイルランド独立戦争（1）－アイルランド救済アメリカ委員会とアイルランド白十字－」『大阪産業大学経済論集』第6巻第1号 2004年10月、および高神信一「アイルランド系アメリカ人とアイルランド独立戦争（2）－アイルランドの状態にかんするアメリカ委員会－」『大阪産業大学経済論集』第6巻第3号 2005年6月、がある。

38) 「報告書」280頁-281頁。

39) 「報告書」281頁-282頁。

アイルランド共和国公債はどの程度募集を獲得したのであろうか。「報告書」は、ニューヨークの Archbishop から得た情報に基づいて、1000万ドルの募集目標に対して、その5分の4はすでに集まっていると推測していた。さらに、当時の新聞雑誌には盛んに広告が行われ、ニューヨークの市街電車は地下線に至るまで広告であふれたとして、活発な宣伝活動が行われたと述べている。またアメリカ各州の知事が、この募集に対して援助を与えたとされる。「報告書」は、ニューヨークの『イブニングポスト』の記事に依拠して、当時不人気であったパリ市の公債以上に富籤の要素が大きいと考えられるアイルランド公債に多数のアメリカ人が賛同している状況が驚きをもって迎えられたと述べている。「報告書」は、こうした人気ぶりから推測すると多数の応募があったことは明らかであり、アイルランド共和国公債発行は成功裡に行われたと分析した。こうした点は、資金があまり集まらなかったとされる朝鮮共和国公債とは対照的である⁴⁰⁾。

アイルランド独立運動へのアメリカ人の同情は、さまざまな形で展開された。「報告書」はそれらを詳細に記述している。1920年4月2日、駐米イギリス大使 Geddes 着任の前日、アイルランドに対するイギリスの態度を非難する文言を記載したビラや小旗を所持した婦人の一団（20名から100名）が、ワシントンのイギリス大使館前を徘徊して示威運動を行った事例が挙げられている。それによると、中心的メンバーの1人は、ニューヨーク市の自宅において数名の友人と計画し、アイルランド独立問題に注意喚起することを目的としてワシントンに來たと述べていた。また、自分たちはアメリカ各地を代表するものであり、少国民に対する歴史上未曾有の不正義に抗議するために運動を行っていると主張していた。この示威活動に対してイギリス大使館は静観していた。彼女たちは、イギリス及びその他の諸国の大使館やアメリカ議会を訪問しアイルランド共和国の成立を訴えるビラを配布するとともに、上下両議員に面会を求め、アイルランドのための措置を懇願した。婦人たちは、Lafayette Hotel を本拠として、アイルランドの自由のために行動している者であり、いかなる団体にも属するものではないと主張していた。4月5日午後、イギリス大使館付近の活動が禁止されると、翌6日、運動者の1人は、早朝に協力者の操縦する飛行機に乗って政府飛行場を發ち、イギリス大使館の上空からビラを散布し、市上空を1周したのち國務省およびホワイトハウスの屋上も飛行しビラを散布した。加えて、イギリス大使館正面にあるビクトリア様式の建物の窓には小旗が掲揚され、「イギリスの軍国主義を倒せ」というスローガンが窓ガラスに掲げられた。このことは、國務省やその他の官庁の者にアピールするために行われたものであった。7日には17人の一団が旗を掲げてイ

40) 「報告書」282頁。

ギリス大使館へ示威行進し、8日には、イギリス大使館前から議事堂へ行進して上下両院議員と面会した。その結果、彼らは多数の議員の援助を得たと主張した。9日にはニューヨークからきた2人の婦人が、ワシントンやリンカーンの言葉を書いた小旗をもって歩道を徘徊した。11日には、2人の婦人が小旗を持って教会の階段上に立ってアピールを行った⁴¹⁾。このように、アイルランド独立運動においては、朝鮮独立運動とは異なり、婦人たちが友人とたてた抗議活動計画が行われたとする体裁をとっており、独立運動が非常に一般的な広がりをもっていたことを窺わせる。しかし、同時に、彼女たちの活動が時に飛行機を用いるといった多額の出費を伴うものであったにもかかわらず、政府飛行場を用いて容易に実行されていることから、強力な組織的援助があることは明らかであった。非常に切りつめて行われた印象のある第1回朝鮮議会の状況とは対照的な点であろう。

10日間にわたる婦人の同情運動に対するアメリカ当局のとした処置はどのようなものであったのだろうか。「報告書」はその点に関しても関心を持って調査している。1914年ヨーロッパ大戦開始以来、イギリス大使館は常に数名の警官が護衛していたが、4月2日、婦人の一隊が同館前に来た際には、彼らの行動を監視するにとどめたとされる。国務省は州当局と取締り方法に関して協議した結果、裁判所は何ら罰すべき法規なしとの意見であり、騒擾をなさない限りは逮捕・拘束はできないとの判断に達したと述べる。しかし、「報告書」は、イギリスとの関係に配慮した国務省が大統領秘書官と協議し、国務卿 Colby が有効な手段をとることを宣言したと述べる。国務省は Federal Status, Sect. 4062により、大使館員を脅迫し侮辱した者として罰することができると考えていた。「報告書」は、実際に5日の運動では、District Commissioner の名のもとに、警官が運動者に対し15分以内に退去しなければ逮捕すると宣言したが従わなかったためで連行し、1日拘留したのち釈放した事例を挙げている。同日2婦人が紛擾行為を行ったとして連行され、25ドルの保証金の提供後釈放、6日には4人を連行、8日には3人を連行、11日に至るまで総計10人を連行・拘留したと「報告書」は記している。しかし、対応に関しては当局の間でも解釈が分かれていた。実際には、警官の前での行動であっても取り締まらないことがあるなど、対応は徹底されていたわけではなかった。連行・拘留された婦人たちは、各々保証金1000ドルを提供して釈放され、さらに起訴費用として20000ドルを提供した。また、上院議員 Frank P. Walsh がカンザス市から来て、ワシントンの弁護士 George A. Berry と共に訴訟代理人として4月12日、法廷に立ち、U. S. Commissioner, Richardson の尋問に応じた。法廷は傍聴人で満たされ、3時間にわたり弁論が行われ、District Attorney, の Laskey は国際法お

41) 「報告書」282頁-285頁。

よび Federal Status 違反として有罪を主張したが、Walsh および Berry は無罪を主張したと「報告書」は記している。「報告書」は、当局の対応は断固たるものではなかったこと、さらに運動者たちが豊富な資金と強固な支援によって支えられていることにアイルランド独立運動に対するアメリカの強い同情を見てとり、驚きを表明した⁴²⁾。

さらに「報告書」は、アイルランド独立運動が、アメリカ政界、官界にも広く強力な同情者たちを獲得していることを指摘する。例えば上下両院議員及びワシントンの知名人士が集う社交クラブにおいても、アイルランド独立同情運動は展開されたとして、「報告書」は詳細に論じている。1920年4月6日、ワシントンの Lafayette Hotel でアイルランド共和国仮大統領 Eamon de Valera が南部アイルランドに旅行するにあたり晩餐会が開催されたが、席上、クラブのメンバーはイギリスの統治政策を非難し、アイルランドの独立を援助すべきことを誓ったとされる。カリフォルニア州選出上院議員 Phelan やメリーランド州選出上院議員 France の同情演説が行われ、Dr. P. P. Claxton 教育局長は、de Valera が南部において熱心に歓迎を受けるであろうと賛辞を呈していた。de Valera は同情宣言を感謝したが、それに加えて行動を要求し、アイルランド共和国の承認を訴え、カソリック大学長 Bishop Shahan、ネブラスカ州選出上院議員 Norris、ミズリー州選出上院議員 Spencer もアイルランド独立同情の意見を述べた。こうした、アメリカの国政に大きな影響力を持ちうる人々の支持は、「報告書」が最も警戒した点であった⁴³⁾。

さらに「報告書」は、宗教界の対応も多大な関心を持って注視していた。アルスター出身のプロテスタント牧師である J. A. H. Irwin は、3月29日ワシントンの教会において演説して、アイルランド問題は宗教問題ではないが、アルスターにおけるプロテスタント教会とくにノンコンフォーマリストはアイルランド独立を希望していると述べたとされる。「報告書」によれば、彼らは、アイルランド人はヨーロッパ大戦の際に各国人と同程度の功績があり負担は完全に遂行している。したがってアイルランド問題の解決はイギリスの義務であると主張していた⁴⁴⁾。

「報告書」はさらに、アメリカにおけるアイルランド独立運動を推進する組織について調査を行った。アイルランド独立に同情を有するアメリカ人は、League of the Friends of Irish Freedom を組織して本部をニューヨークに置き、各地に地方分会を設け、独立運動に対する資金の供給および宣伝をなし、本年4月3日ワシントン地方分会はその総会においてワシントン付近の小規模な市にも支部を設立することを決議したことが述べられて

42) 「報告書」285頁-286頁。

43) 「報告書」287頁。

44) 「報告書」287頁。

いる。こうした組織は、アメリカ各地に広く分会および支部を有し、連携してアイルランド独立運動を援助していると見ていたのである。そして、こうした組織が、先に述べたワシントンのイギリス大使館への婦人示威運動で連行・拘留された10人の保証金10000ドルを直ちに支払うなど、運動を強力に支えている可能性が高いと分析した⁴⁵⁾。

「報告書」は、アメリカのアイルランド同情運動は規模を拡大しており、その支援者には多数の政治家や有力者がおり、その発言力は非常に大きく、新聞雑誌も毎号のように報じている状況であるとして、その隆盛を指摘する。また、「報告書」は、*The Freeman* 1920年4月号に見られるように、アイルランド独立問題はもはやイギリス又はアイルランドの問題ではなくアメリカにおける最大の問題と化しており、アイルランドの要求を聞く以外に解決はないとの考え方も有力になっていることも指摘していた。それに対して反対宣伝は微々たるものであったが、雑誌の中には、この運動が有害無益であるとするものも少なくなかった点を指摘する。例えばニューヨークの有力紙『イブニングポスト』は、アイルランド共和国公債は富籤のようなものであるとし、多数のアメリカ人が賛同しているのは Sinn Fein Organization の巧みな宣伝と上院議員や市長たちがアイルランド人の投票を得るために賛成しているからであると主張していることを挙げている。さらに *The Wall Street Journal* も、「青き商品は上等にあらず」として公債募集の成功を批判し、財政雑誌 *The Street* も「犯罪的癡狂」であると評し、アイルランド共和国公債はアメリカを混乱と危険に導くものであるとして警鐘を鳴らしていることも指摘している。「報告書」は、こうした論調を取り上げることで、アイルランド同情運動が政争の結果であり、3000万人のアイルランド系市民の投票を得ようとするものであることは一般の認めるところであると述べ、識者のなかにも非難する者がいることを強調している。しかし、アイルランド独立同情運動は、現実としてはますます盛んになっていた。アイルランド共和国公債は多数の応募者を獲得し、ニューヨーク市は1920年 de Valera に自由権を付与した。共和国祝賀会には市長がその資格で参加し、ニューオリンズ市長も自由権を付与した。イギリス大使館前の婦人示威運動者の保証金1万ドルおよび起訴費用2万ドルは運動者の友人という3名が拠出したとの説もあった。また、1920年4月7日の飛行機による宣伝は、有力者の提供によるものであると考えられた。国務卿 Colby や前国務卿 Lanching も、ともにアイルランド独立運動に同情的であると見られていた。さらに、Friends of Irish Freedom がアメリカ各地に設けられ、上下両院議員は議場だけでなく各地有力者と相結んで同情運動を実体化していると考えられていた。それを象徴するのが、Lafayette Hotel での de Valera

45) 「報告書」288頁。

の盛大な送別会であった。こうした同情はアイルランド人を常に激励して不断の独立運動に駆り立てていると考えられたのであった⁴⁶⁾。

「報告書」は、アイルランド独立同情運動が非常に強力に行われている半面、反対宣伝を行う組織は非常に少数にすぎないことを把握していたが、それらについても詳細な調査を行っている。Rev. C. Wesley Maguire (Irish Methodist Conference 一員) などアイルランドの著名人16名は、アイルランドの14教会を代表し、アイルランドの実情を説明し、Sinn Fein 党の唱える独立運動が誤っていることを指摘し、アイルランド問題をアメリカの政策に投ずることは不可能であることを明らかにするための宣伝運動を行うとして Truth Telling Campaign と称する運動を展開したことが挙げられている。Truth Telling Campaign は、まず東海岸各地の教会で展開され、1920年1月末には西海岸各地を宣伝して回り、アイルランド独立は Sinn Fein の宣伝にすぎず、多数のアイルランド人はこれと異なる見地を持っていると主張した。さらに、資金を集めて有害なる独立運動を継続することはあってはならないと述べ、1月8日のフィラデルフィアにおける講演には1万人の聴衆、10万人の同情者を集めた。そしてアイルランド問題をアメリカの政策に投じることへの反対を決議していた⁴⁷⁾。

また、1920年4月のニューヨーク・メソジスト教会年次総会は、アイルランド問題はイギリスの内政に属するものであり、アメリカは非友誼的干渉を行ったことについてイギリスに陳謝すべきとする決議を行ったと「報告書」は指摘している。また、シラキウス大学評議員 James Pascoe Day および Bishop Luther B. William の演説は、アイルランドはフィリピンおよびハワイがアメリカ領土であるのと同様イギリス領土であり、アメリカの諸都市が虚偽のアイルランド共和国大統領を容認し、多額の資金を拠出することなどは、英米間の友誼を破るものであり、それを煽りたてるようなアメリカ議会の行動は看過することができないと主張していた。暗殺や放火といった手段によって自治を脅迫的に迫っているアイルランドの指導者には何ら同情を有すべきではなく、國務卿は不適当な干渉に対してイギリスに陳謝すべきであり、Bishop Wilson は、de Valera が自身をイギリスに対するすべての敵の援助者であると主張したことに対し、ニューヨーク市が同盟国の事実上の敵に対して自由権をあたえたことは非常に遺憾なことであり、イギリスの内政問題に干渉すべきでないと主張した。「報告書」は、勢力としては非常に少数であるとみられていた独立反対派の事例を紹介しながら、北部アルスター地方を中心としたアイルランドの独立に反対する「ユニオニスト」の存在も指摘し、アイルランド独立同情運動が完全に一枚岩で

46) 「報告書」290頁-292頁。

47) 「報告書」288頁-289頁。

はないことを強調した⁴⁸⁾。

「報告書」は、アイルランド独立運動に対してイギリス政府は何らの反対運動もしていないようであると述べている。それは、アメリカとの友好関係に配慮して表立った抗議をせず、アメリカにおけるアイルランド独立運動に関しては関与しない方針をとっていると考えられていた。しかし、「報告書」は、アイルランド独立同情運動に対してイギリス政府が常に注意を怠っていない点も指摘している。具体的な例としては、de Valera のアイルランド南部旅行の際に行われたアイルランド入港の船舶に対する嚴重な捜査や、6月にエジプト、アイルランド、インド、カナダにおいて同時に反乱する計画がニューヨークで立てられたとの風説に対するイギリス政府の機敏な対応策の策定が挙げられている。しかし、駐米イギリス大使 Geddes は、アイルランド問題の解決には単にアイルランドに居住するイギリス国民や土着のアイルランド人に一任することが最善であると主張しており、アメリカ国内におけるアイルランド同情運動が、イギリスのアイルランド統治に及ぼす障害を説いていた。「報告書」は、活発化する独立同情運動に対しては、自らの立場を淡々と主張しながら静観することが最善の策であることを、イギリスの対応を通じて説いたものと思われる⁴⁹⁾。

4. アメリカにおける民族自決主義の矛盾

朝鮮およびアイルランドの独立運動に対するアメリカの対応はどのようなものであったのだろうか。「報告書」では、第1章 民族自決主義において詳細に論じている。本章ではそれを明らかにするとともに、そうしたアメリカの対応について「報告書」がどのように評価していたかを論じたい。

「報告書」はまず、民族自決運動の沿革から説き起こす。1918年1月8日、ウィルソン大統領が議会に対する教書で言及した平和基礎条件14箇条、さらに1919年2月3日に国際委員会に提出されるとともに上院外交委員に示された国際連盟約款＝講和条約案中の第1編第10条に民族自決の考え方が反映されているとする。これらの考え方は、マウント・ベルノンにおけるウィルソン大統領の宣言（1917年7月4日、故ワシントンの墓前での宣言）によって表明され、1918年7月4日の演説でも言及されていた⁵⁰⁾。民族自決主義は、合衆国独立宣言とデモクラシーに基づいた建国以来の歴史を有し、1892年民主共和両政党の政

48) 「報告書」289頁-290頁。

49) 「報告書」292頁-295頁。

50) 「報告書」217頁-218頁。

綱にも条項として宣言されて⁵¹⁾。

つまり、民族自決主義は感情論や理想論ではなく、アメリカの国民的要求であるとみなされており、アメリカ国内では、アイルランド人による独立運動への同情表明や中欧諸国やユダヤ人、朝鮮人などの民族自決運動へ理解が示され、さらにはキューバに対する独立承認やフィリピンの独立運動に対する好意的な反応などが見られたのであった⁵²⁾。

さらに、「報告書」は、アメリカ上院における民族自決主義に関する活発な議論について詳細に論じている。1919年6月6日、第66回第1期議会上院において、共和党議員 Borah が提案した原案を民主党議員 Walsh が修正した「アイルランド独立同情決議」が、出席議員60名中1名以外の全員賛成で可決された。さらには、Norris と France 両上院議員の朝鮮独立に関する同情演説が行われた。第66回第2期議会においては、エジプト保護権に関する Owen 留保案、アイルランドおよび朝鮮独立同情に関する Shield および Thomas の修正案が提出され、アイルランド独立同情案に関する Gerry 留保案および朝鮮独立同情に関する Thomas 修正案がなされた。1920年3月16日、民主党議員 Owen が、アメリカは平和条約第4編6款に規定する保護権は、戦時中のエジプトの領土保全と独立保護のための戦時手段にすぎないと解釈する、との留保案を提出した。これを受けて、共和党議員 Shields は、アメリカは民族自決と各国政府平等の大原則の実行のため、イギリスがアイルランド共和国の存立と政治上の自由を認めかつ国際連盟会議の一員として派遣することに同意するとする Shields 修正案を提出した。民主党議員 Thomas は、アメリカは国際連盟条約の根底にある民族自決と各国政府平等の大原則の実行のためにイギリスと日本が、それぞれアイルランドと朝鮮古王国の存立と政治上の独立とを認め、代表者を国際連盟会議の一員と認めるべきであるとする Thomas 修正案を提出した。民主党議員 King は上記3案を一括してまとめた修正案を提出し反対姿勢を示し、同修正案は54対21で無期延期となった⁵³⁾。

共和党議員 Gerry は、アメリカがドイツとの講和条約批准に際して民族自決主義と1919年6月6日のアイルランド独立同情決議を堅持し、アイルランドが自治政府を建設すれば国際連盟の一員として認めるとする留保案を提出し、民主党議員 Thomas は、再び朝鮮独立同情修正案を提出した。民主党議員 King は、無期延期となった前日の2修正案と同趣旨であり上程の必要はないと主張したが、上院議長は、前日はエジプトに関する留保案が無期延期になっただけであるとして2案を上程した。これに対して民主党議員

51) 「報告書」223頁-224頁。

52) 「報告書」218頁。

53) 「報告書」219頁-220頁。

Walsh は、「日本の暴政より脱す」の文句を削除することを提議し Thomas も同意、上院外交委員長 Lodge は、「民族自決の主義を固持し」の文句を削除することを提議したが、これは容れられなかった。Thomas は、「旧王国」の文字をデモクラシーに反するものとして削除した。アイルランド独立同情案を提出していた共和党議員 Gerry は、Thomas 修正案について、自分の留保案を葬るために提出されたものであるとして Thomas 修正案を無期延期となす動議を提起したが、34対34の同数となり成立しなかった。共和党議員 Kellogg は Gerry 留保案を無期延期とする動議を提出したが、28対51で否決された。その後、問題は両案それぞれの可否の採決に移り、Thomas 修正案は34対46で否決、Gerry 留保案は38対36で可決となった。アイルランド独立同情案は可決されるに至り、朝鮮独立同情案も否決という結果になったものの一定の支持を獲得するという結果となったのであった⁵⁴⁾。

第66回議会は続いて、平和条約に関する討議に伴い、民族自決主義に関する原則を留保しようとする議論が熱心になされた。New Jersey 州選出の下院議員 Hammill は、1920年5月7日に上院でアイルランド独立同情案が議決されると、新たに着任する駐米イギリス大使 Sir Auckland Geddes がアイルランドの政治的代表者であることを拒絶するべきであるとの提議をアメリカ大統領に行うべきであるとの決議案を下院に提出した。独立運動に対する同情的な考え方は、議会全体に波及する様相を呈したのであった⁵⁵⁾。

民族自決主義に関する国際連盟規約の解釈はどのようなものであったのであろうか。結果から見ると、1919年4月28日パリ国際連盟委員総会における国際連盟規約確定案第10条は、原案第10条の民族自決および平等の原則を除外し、単に連盟国の領土保全および現在の政治的独立を尊重し、外部の侵略に対してこれを擁護する義務があることを規定するにとどまっていた。ウィルソン大統領は1919年5月10日、上院で演説を行い国際連盟条約の意義を強調したが、民族自決主義と国際連盟条約との関係については様々な解釈が存在した。共和党議員 Shield は、明文はないものの、国際連盟条約の中に民族自決原則は含まれているとの解釈を行った。これに対して、Smith は、民族自決主義は国際連盟会議においては容認されなかったと解釈した。朝鮮独立同情案提出者である民主党議員 Thomas も、民族自決主義は国際連盟に容れられず、民族自決主義の堅持のためには留保案が必要とする解釈を行った。明文がないため様々な解釈が存在したが、留保案によって民族自決主義を堅持しようというのが同情論者に共通した見解であった。しかし、アイルランドや朝鮮、エジプト、インドの独立運動の資金募集をアメリカ国内で認めることは、国際連盟条約第

54) 「報告書」220頁-221頁。

55) 「報告書」221頁-222頁。

10条、第11条に反するとする提議がイギリスや日本から提起される危険性があった。しかし、こうした独立運動家の避難所、保護地としてのアメリカの存在は重要であるとも考えられた。革命戦争によらず適法に独立する手段を用意しておくことは必要で、そのために民族自決主義を骨子とする留保案が議論されたのであった⁵⁶⁾。

アメリカとしては、デモクラシーに立脚し、民族自決の権利の実現を希望することは建国の精神やその後の政治的沿革から疑う余地のないことと考えられていた。1919年10月2日、Hooverのカリフォルニア州スタンフォード大学における演説では、アメリカはデモクラシーの中心であり、ヨーロッパにおける専制政治を倒すために戦ったのだとヨーロッパ大戦についての総括がなされた。アメリカは、ヨーロッパにデモクラシーを置くべく努めることが重要であったとされた。民族自決主義はアメリカの建国の精神であり、その精神は、デモクラシーの実現によって達成されると考えられていたからであった。以上のように、アメリカ国内の政治的言論においては、民族自決主義は大きな影響力を持っていたのであった⁵⁷⁾。

しかし、民族自決主義は数多くの点で矛盾衝突が多いとして、時永は「報告書」において詳細に検討を加えている。以下にそれを見てみよう。

そもそも民族自決主義とは何を意味しているのかと、時永は問いかける。Government of its own = 「その選ぶ所の政府」であるのか、あるいはSelf-government = 「自治政府」を意味するのか。アイルランドについては、Home RuleなのかIndependenceであるのか⁵⁸⁾。

アメリカ建国の精神に照らせば、独立国家、自治政府、他国の支配を受ける、などを問わないことになっているとされていた。1912年に定められたアメリカ議会における民主・共和両政党の政綱においては、アイルランドのHome Ruleの実行に同情するとしていた。しかし一方で、民族自決主義は民族が独立国家たらんと要求するのに対して援助することであるとする解釈も存在した。例えば民主党上院議員Shieldは、アイルランドは自治ではなく独立を求めているとし、独立国家となることを重視していた。共和党上院議員Kelloggは、アメリカにおいて独立運動を行うことができる者は、民主共和の独立運動をする者に限られるとして、Sister Republicを目指しているか否かを重視した。アメリカにおける民族自決主義は、民主共和の独立国家を形成しようとする場合に限定され、地方的自治や君主国家の復興は何ら同情の対象とならないと考えられていた。民族自決主義に

56) 「報告書」226頁-229頁。

57) 「報告書」229頁。

58) 「報告書」230頁。

対するこうした多様な解釈の存在は、時永にとっては概念自体の曖昧さに起因するものと映ったのであった⁵⁹⁾。

さらに「報告書」は、民族自決主義とモンロー主義との関係に言及する。他国の民族独立運動への援助は、他国への内政干渉を結果する可能性を有していたからであった。Hooverは、1919年4月11日にウィルソン大統領に書簡を送り、ヨーロッパ大戦後のヨーロッパの政治経済的關係に関与させられることは、モンロー主義=伝統的なアメリカの姿勢、に反すると主張した。また、國務長官を務めたBryanも、合衆国がヨーロッパの事件に関与することの不可能を説いていた。元大統領ルーズベルトは、1918年Lafayette Dayで民族自決主義の唱導を行ったが、当初は国際連盟の必要を説いていた。1914年10月18日の『ニューヨークタイムズ』、1915年の『アウトルック』、その他著作において、彼は国際裁判制度の創設と違反国への軍事行動を説いていた。1917年1月、上院で国際連盟計画の主張を行ったが、上院外交委員長Lodgeはその危険を説き、説得を行った結果ルーズベルトは主張を変えた。その結果、1918年12月、ルーズベルトはモンロー主義を貫徹することを表明し、1919年2月3日作成の文書（*Kansas City Star* 掲載）においてもモンロー主義を貫徹することを表明した。また1920年3月、上院は国際連盟条約否決した。これは国際連盟がモンロー主義に背反すると考えられたことによるものであった。しかし、今また上院で民族自決主義の主張があるのは理由が不明であると時永は述べている。アメリカは矛盾を抱えた結論を出したと考えたのである⁶⁰⁾。

実際アメリカは、連盟条約に対する民族自決主義の留保と他国内政不干渉の原則との関係に苦慮していた。アメリカ伝来の政策モンロー主義と国際法理である他国内政不干渉が衝突したのである。議会においては、民族自決主義ははたして内政不干渉に反するか否かが活発に議論されたのである。1920年3月16日、Owenのエジプト保護権に関する留保案を行ったが、Kelloggはこれをイギリスに対する内政干渉と批判し、日本の山東問題に対しても同様であるとした。しかし上院議長Lodgeは、連盟条約に明文がある事件であるので、内政不干渉主義に反するものではないとし、Borahも同様の見解を述べた。しかし、エジプトの例とは異なり、アイルランド、インド、朝鮮などの問題は連盟条約に明文がなく、連盟条約が民族自決主義を内包しないと解釈に立つならば内政干渉となることは明白であると「報告書」は結論付けていた⁶¹⁾。

さらに、民族自決主義とアメリカ各州や所属領土、特殊民族の自決との関係はどのよう

59) 「報告書」231頁-234頁。

60) 「報告書」234頁-238頁。

61) 「報告書」238頁-240頁。

になっていたのであろうか。「報告書」はさらにアメリカの矛盾点を指摘する。具体的には、アメリカはアイルランドやエジプト、朝鮮などの民族自決を唱え、国際連盟会議においてポーランド、チェコスロバキア、ユーゴスラビアなどの民族自決を認めたが、自国所属のフィリピン、ハワイ、パナマ、ヴァージンアイランドなどの独立を認めるのであろうか、と時永は問いかけたのである。なかでも時永は、アメリカ国内の民族自決問題に関しては、アメリカのあり方に大きな影響を及ぼす重要地域であるハワイ、フィリピン、パナマに関して論ずるのが適切であるとして論述を進めた⁶²⁾。

フィリピン独立運動は、1916年、アメリカ合衆国法令はフィリピン人が独立できる強固な政府を形成した時には独立させることを定めていた。民主党は政綱として常にフィリピン独立を主張し、共和党は反対していたが、東洋の根拠地としての価値が低下し、経済上の負担にすぎなくなったとし、是認の方向に転じつつあった。1919年フィリピン陳情委員としてフィリピン島上院議長ケソンがワシントンに陳情に訪れると、大統領は教書の中で、ヨーロッパ大戦時のフィリピンの寄与に感謝し、独立時期が近付いたと述べた。陸軍卿も個人的には賛成であると述べ、両院島務委員の意見も個人的には賛成であった。フィリピン総督ハリソンも個人としては独立を支持した。それは、フィリピンは独立の能力を有し、危惧されていた日本の侵略もありえないと考えられるに至ったからであった。大部分の新聞も独立を支持したが、独立反対の意見も根強く存在した。『ワシントンポスト』に掲載された匿名議員の意見は、独立すれば日本に併合される危険性があるというものであった。1919年2月、フィリピン議会は教育制度を強化、アメリカ化が徹底化されれば独立がなされと考えられるほど制度の準備は進んだ。しかし、独立後の日本移民増加に対する警戒があり、独立は支持するが、時期尚早とする主張が強く残った。また、フィリピンに関しては、太平洋方面の防備計画とフィリピン島、ハワイおよびパナマ運河地方の自決問題と関連していた。1918年アメリカ軍参謀総長の発表した常備軍の編成計画は、アメリカ陸軍永久の方針と参謀本部の提案であった。また、軍幹部の意見や1918年の艦隊配置命令および1920年の海軍予算と太平洋海軍根拠地の整備状況を見る限り、ハワイ、パナマ運河地方、フィリピンの防備を増強している状況にあった。時永は、アメリカがこれら所属領地の独立を承認し、民族自決主義を行う確実な意思はないと考えていた⁶³⁾。

さらに、「報告書」はアメリカ合衆国連邦を構成する各州が民族自決を希望した場合はどうであろうか、と問いかける。民主党上院議員 Phelan は、アメリカ合衆国は一国家にして、その発意によって連邦を作り、憲法によって分離しないことを約束していると主張

62) 「報告書」240頁-242頁。

63) 「報告書」242頁-247頁。

していた。したがって、南北戦争は革命ではなく反乱であり、イギリスとアイルランドとの関係とはまったく異なり、民族自決は、国民=同一の歴史伝説を有する国家、の自決を意味していると考えられていた。しかし、アメリカ合衆国には移民の歴史と地方的色彩が根強く存在していた。Phelan がどのように主張しようとも、実際にフロリダからテキサスに至る沿海一帯およびミシシッピより太平洋岸に至る山間部にはスペイン系住民が多く、デラウェア州にはスイス系、デラウェア州からコネチカットに至る地方はオランダ系、セント・ローレンスを中心にミシシッピ、オハイオ、グレートレークの山間部にはフランス系、大西洋岸13州はイギリス系、アラスカにはロシア系といったように、百数十年間に混血と新たな移民の流入が行われたものの、人種及び国民性を異にする地方的色彩は根強く残り、風俗人情を異にし、言語を異にし、歴史伝説を異にしていると「報告書」は指摘した。事実、各州はいまだ甚大な自治権を有し、時に連邦政府に対立しており、民族自決に反する状況がアメリカ国内に存在することが強調された。ヨーロッパ大戦以降は、アメリカ化運動が唱導されて、異なる国民性を統一しようとの試みがなされ、アメリカ高等法院もアメリカ各州は分離すべからざる結合であるとの見解を表明していた。Owen も、分離はヨーロッパの軍国主義による攻撃を誘発するとして南北戦争時にはアメリカ人は分離に反対していたと述べる。しかし、アメリカは他国家のように同一人種で同一国民性を有する民族の結合であると認めるほど融和しているとは到底言えない状況であると「報告書」は強調したのであった⁶⁴⁾。

さらに時永は、黒人又はネイティブ・インディアン⁶⁵⁾の自決についても論を進める。すなわち黒人やアメリカ原住民インディアンが民族自決を希望した場合はどうするのか、という問題である。「報告書」によれば、黒人の人口は1200万人でアメリカ全人口の8分の1を占めており、増加率は白人を凌駕していた。彼らに対しては広く差別待遇が行われており、南北戦争後奴隷解放が行われた結果、黒人は白人同様選挙権獲得したが、事実上の差別が根強く残っており、白人との結婚禁止、汽車、電車、学校での同席禁止、劇場や旅館の区別などが行われていた。私刑を加える場合があっても官憲は傍観する状況であったことも指摘された⁶⁵⁾。

黒人に対する私刑の趨勢を調査した時永は、1889年から1914年の間に数としては減少する傾向にあるとしながらも、残忍行為はいまなお残っていると結論付けた。ヨーロッパ戦線で白人同様に出征した黒人の自覚も向上し、フランスの黒人の社会的地位を目の当たりにして彼らの間には自負心が生ずるに至っていた。また戦時中の労働力不足により、シカ

64) 「報告書」247頁-248頁。

65) 「報告書」247頁-249頁。

ゴなどでアメリカ南部地方から50000人を雇用した結果、賃金や知識も向上していた。しかし、いまだに迫害事件が日常的に発生していたのである。こうした状況を反映して、アメリカ国内においてさえも、民族自決主義は自国を除いた他国に適用するには好都合な主義であるが、合衆国がかつてこの原則を自国領土に適用した歴史を見ることはできないと述べる者もいると指摘されていた⁶⁶⁾。

「報告書」はさらに民族自決主義の適用範囲に関する関係も考察する。米議会における民族自決に関する提案は、従来エジプト、アイルランド、朝鮮の3者に限定される傾向にあった。しかし、なぜフランス領アルジェリアおよびモロッコ、イタリアのチュニスなどの民族には及ばないのか、オーストラリア、ニュージーランドおよびインドはどうか、3民族に関する独立同情提案にはそれぞれ異なる特殊の理由あるのではないかと時永は指摘する。そして状況を調査した結果、「報告書」は各案の特殊理由を以下のようにまとめている。エジプト、アイルランド、朝鮮の各民族が国際連盟批准の機会に同条約に対してこれら民族の自決権に関する留保をなそうとすることは共通しているが、エジプトは連盟条約147条に規定があるための留保案であり、アイルランドに関してはアメリカ市民3000万人の声に同情しその希望を達成させることはアメリカの義務であるとする留保案、朝鮮に関しては1882年の米韓条約で当時アメリカには韓国援助の義務があったにもかかわらずこれを行わなかったことに対して、正義と義務の観念によりこれを援助しようとするものであり、それぞれ特殊な理由があるのであった⁶⁷⁾。

しかし、その中でもイギリスおよび日本の所属領土に対し民族自決案が提唱される背景には、政治的理由があるとして時永はさらに考察を進める。従来は、エジプト、アイルランド、朝鮮などは、自治の能力を有していると考えられており、国民も自由を要求しているという点が、これら3民族に対して民族自決主義が提唱される根拠であるとされてきた。

しかし従来の提案者たちが、イギリスおよび日本の所属領土に対して民族自決を強く主張するにもかかわらず、他国の所属領土に対しては不問に付すという事例も多く見られた。したがってここには政治的理由があると疑わざるを得ないと時永は主張したのであった⁶⁸⁾。

イギリスおよび日本の国力拡大に対するアメリカ人の危惧心と帝国主義および軍国主義に対する反感は根強く、特に君主国に反抗して民主共和を拡大しようとする思潮がアメリカにおいては国民的思想として醸成されてきていた。さらにアイルランド問題に関して

66) 「報告書」249頁-250頁。

67) 「報告書」250頁-257頁。

68) 「報告書」257頁。

は、アイルランド系アメリカ人の歓心を買ひ、政争の具として用いるためであるのは明らかな事実であると「報告書」は指摘する。また、日本に対して反感を持つ朝鮮同情論者は、日本は朝鮮を併合し満洲及び蒙古に勢力を拡大し、中国およびシベリアに野心を有すると考えていた。特に当時問題となっていた21カ条要求は、中国を朝鮮と同一運命に陥らせるものとして警戒されていた。さらに日本は、ドイツが敗北した後、君主専制に基づく軍国主義によって領土を獲得しようとする唯一の国となったと考えられていた。そしてその政策である帝国主義および軍国主義は、ヨーロッパ大戦の結果として世界に広まりつつあったデモクラシーの建設にとって一大障害であると考えられていたのである。さらには、アメリカの地方的問題として、ハワイおよびカリフォルニアにおける日本労働者の発展に対する嫌悪があり、アメリカにおける排日につながっていると時永は結論付けた。アメリカにおける反日感情は、時と所により程度が異なり、州によっても異なるが、時に矛盾同着を含んだ多元的、多角的な問題となっていることを「報告書」は指摘する。しかし、アメリカ人の日本に対する基礎的感情を構成するのは国柄の相違であり、君主国のあり方は専制でありデモクラシーに反し、帝国主義であり軍国主義に結び付く。君主国同士の同盟である日英同盟⁶⁹⁾はまさにアメリカによる世界の民主化という理想を妨げるものと考えられており、イギリスに対する反感と表裏をなしており、アイルランド問題がアメリカ政界の暗礁となるにつれ、朝鮮問題もまた付随して問題となってきたと分析されたのであった⁷⁰⁾。

しかし、「報告書」は、アメリカ自身の事情も排日的な傾向に結び付いているとも指摘する。それは日本が東洋での活動を活発化していった時期に、アメリカも潤沢な資金を擁して東洋への投資をしようとする Imaginal enterprise の考え方が今や国民的に強くなってきたことと関係があるとするのである。当時アメリカでは、アジア協会が設立され中国に関する研究を行い、毎月1回雑誌発行することとなった。さらには米中商業会議所が設立され、本部をシカゴに置き、主要都市に支部を持ち米中商業関係の発展を図ることとなった。米中間には航路計画もあり、サンフランシスコ在住中国人だけで600万ドルの出資が約束されていた。また、1918年11月、アメリカ政府は商業政策および商業教育の基礎計画を定めるため、商務卿のもとに各省の専門家を網羅して委員を編成して貿易市場の分類を

69) アメリカがアイルランド独立運動への対応をイギリスにとって好意的なものとする事と引き換えに、日英同盟を破棄するよう迫ったとする指摘もある。詳細については、高神信一「アイルランド系アメリカ人とアイルランド独立戦争(1)－アイルランド救済アメリカ委員会とアイルランド白十字－」『大阪産業大学経済論集』第6巻第1号 2004年10月、24頁-25頁、を参照されたい。

70) 「報告書」258頁-259頁。

行うことを決定し、同年、極東局を設置していた。中国に関しては、主として鉱山に関する測量および研究、中国の工業発達のための供給すべき工業機械の研究、中国内地交通機関の研究の3方面について専門家を派遣して実地の研究を行い、中国をアメリカ商品、特に石炭、煙草、石油、ミシンなどの最も有望な市場とし、かつ豊富な天産資源を共同で開発する可能性があると考えていたのであった⁷¹⁾。

「報告書」は、シベリアに対しても同様の事情があると分析していた。アメリカはヨーロッパだけでなくロシアに対してもモンロー主義をおおむね堅持し、連合諸国の勧誘によってシベリアに出兵したものの、軍事的干渉の意思はなく、民主・共和両党も撤兵を唱え、1919年5月6日、アメリカ陸軍がシベリア駐屯軍を志願兵に交代させようとして兵員を募集しようとした際には、上院議員 Borah および Johnson は直ちに反対意見を発表し、シベリアからの完全撤兵を主張した。1919年5月26日、イギリス義勇兵がマルチヤンゼルに到着すると派遣軍を撤退させ、1920年にはついに全兵力の撤退を行うことでロシアに対して領土的野心のないことを示した。しかし、こうした動きはロシアの歓心を買おうとしたものとも言え、他国に先んじてロシアにおける経済的権益の確保を試みたのではないかと「報告書」は指摘する。アメリカは本国においては共産主義の宣伝は絶対禁止を標榜していたにもかかわらず、ロシア国内ではあえて共産主義に対する敵意を表明せず、むしろ1919年、ロシアに対して物資供給の動議をなし、オムスク政府に対して500万ドルの被服売り渡しを行い、小銃45000挺および弾薬を援助し、銀行に多額の借金をさせるなど、金銭、物資その他各種の方法を用いて売恩的準備を怠っていないとされた。また、国際的には何らの権限もない鉄道技師スチーブンスなどを後援し、キリスト青年会員などを利用して経済的調査を進め、秩序回復期における経済的發展を図りつつあった。またカムチャツカ借款の風説も流れており、これに関連したニューヨークのシティ・バンクの活動も注視されていた。もとより20年前からハリマンによるベーリング海峡を経由したロシア未連絡鉄道敷設計画が発表されており、カムチャツカ半島租借の声が挙がっていたのである。それに呼応するかのように1919年8月、アメリカ政府はダレーナス少将およびモーリス大使に訓令し、同半島の借金をしようとしているとの風説が存在した。ニューヨークのシティ・バンクは石油王ロックフェラーと密接な関係を有する銀行であり、スタンダード石油会社の東洋における活動はその援助を受けていた。ロシアのケレンスキー時代の借金を保持するとともに、新たなロシア借款も主として担当した。シベリア鉄道技師スチーブンスは、この銀行の傀儡であると「報告書」は見ていた。これらの地方に対して、鉱山採掘、鉄道

71) 「報告書」259頁-260頁。

敷設など何らかの将来の活動が行われるのではないかとの予測があることも指摘していた⁷²⁾。

以上のことから、アメリカはいまや極東中国、およびシベリアに経済的権益を有しており、在米朝鮮独立運動家の活動は、単に朝鮮半島に居住する2000万人の朝鮮人に影響するのみでなく、中国およびロシアに関係し、その包摂する人口は6億に達し、世界の3分の1に及ぶ大きな影響力を有していると考えられていた。日本による韓国併合の手段は対華21カ条の要求によって中国に対しても繰り返されているとアメリカは見ており、さらに日本のシベリア出兵は領土的野心によるものであると捉えられていた。それは山東問題に対するアメリカの異議とシベリア出兵継続への批判的な見方につながっていると分析したのである。つまり、日本のアジア政策とアメリカの極東政策がすでに国際的な競合関係にあると考えたのであった⁷³⁾。

「報告書」はさらに、民族自決主義がアメリカ国内の政争の具となっている面もあることを指摘していた。それが最も端的に表れているのがアメリカにおけるアイルランド同情問題であると考えられていたのである。アイルランド同情案は、朝鮮、エジプトなどの同情案とは異なり、第66回議会の第1期および第2期ともに提出され大多数の議員の賛成で通過していた。そしてそれは民主党、共和党いずれでも賛成者が多く、エジプト、朝鮮同情案に反対の者もアイルランド同情案には賛成する奇観を呈していると「報告書」は述べる。上院で議論された留保案はモンロー主義あるいは他国内政不干渉との関係で不適当と考える論者も、アイルランド独立に対しては同情を有しており、アイルランド問題がアメリカ政界で同情を有するのは、英語を話す「国民」でありながら植民地支配を受けている唯一の人々であることや、アイルランド人たちがアメリカ独立に大きく貢献したことにもよっているが、そうしたことよりももっと切実な問題として、アメリカの民主・共和両党が3000万人のアイルランド系市民の選挙時の投票を期待してのことと見られていた。事実、民族自決主義は、1892年に民主・共和両党が宣言したものの、これまで何の具体的な行動もなかった。両党の政綱は、ロシア系ユダヤ人にも同情的であるが、それはユダヤ系アメリカ市民の選挙投票を得るためであると考えられていた。同様のことは、ギリシャ系市民や南アメリカからのラテンアメリカ系市民に対しても言えることであると時永は指摘する。時永は、民族自決を標榜して民族自決を政争の具に供することは、アイルランド問題だけに留まらない問題としてとらえられていたのである。特に当時は大統領選挙期日が切迫しており、民主党は形勢不利であると伝えられていた。そうした政治状況が、共和党議

72) 「報告書」260頁-261頁。

73) 「報告書」261頁-262頁。

員がアイルランド問題を提起し、民主党議員が朝鮮問題を提起し、さらに共和党議員が朝鮮問題をもってアイルランド問題を封殺することを意図してアイルランド人の同情を喚起しようとするといった政争に結びついていると「報告書」は強調するのであった。アメリカ国内においても、上院議員 Walsh のように、アメリカ人には2つの考え方があり、民族自決の原則とアイルランド同情とを不可分のものとして主張する者と、アイルランド同情は主張するが民族自決の原則は主張しない者が存在すると冷めた見方をする者もいたことが指摘されている。しかし、いずれの考え方に立脚してもアイルランドに同情することに変わりはなく、アメリカにおける政争にアイルランドが利用されているとの「報告書」の分析を裏付ける例として強調されている⁷⁴⁾。

国を挙げて同情者が存在するアイルランドの事例に比べて、朝鮮同情問題の政治的主張はどの程度のものなのであろうか。この問題について「報告書」は、アメリカ人が民族自決主義を理想としていることはウィルソン大統領の国際連盟会議における提案によって疑う余地はなく、政界においてはアイルランドの場合と同様に政争の具として使用されており、朝鮮独立運動に対する同情が様々な形で表明されるようになってきていることを事例を挙げて指摘する⁷⁵⁾。

例えば、1920年1月、サンフランシスコの Palace Hotel における盛大な排日人会合の開催は、特にカリフォルニアがウィルソン大統領当選時に重要な役割を果たした州であったことと密接な関係があるとされ、民主党は来る大統領選挙においても同党の大統領候補者の予選会場に選んでいた。政党の地盤が確定していない州であるため、排日問題によって自党の印象を良くすることを考えての戦略であると「報告書」は分析する。もちろん「報告書」は、アメリカ政界における朝鮮問題の重要度はアイルランド問題ほどには喫緊の問題ではないと楽観的に見ていたが、論理的にはアイルランド問題と同一線上に位置づけられていることは危惧していた。アメリカ在住の朝鮮人人口は1万人に満たず、3000万人と見られていたアイルランド系アメリカ人の人口と比較すると格段に少なく、アメリカ政治への影響力は大きくないと考えられたが、日本が想像した以上にアメリカ人への影響力があるとも見られていた。朝鮮半島を中心とした朝鮮民族2000万人の主張と要求とは、アイルランド問題に比べてアメリカ人の正義心に訴える際にはアイルランド問題と差異があるわけではなく、同様に賛成されるべきものであるとしばしば見られたからである。上院議員 Borah のように、アイルランドと朝鮮との間に区別はなく、一様に民族自決主義を適

74) 「報告書」263頁-264頁。

75) 「報告書」263頁-264頁。

用されるべきであり、平和会議は朝鮮の主張を聴取すべきであると論じる者もいたのである⁷⁶⁾。

民族自決主義の価値=存在意義は一体どこにあるのであろうか。「報告書」は、国際連盟条約に対し民族自決主義に関する留保の条約上の価値としては、条約第10条および11条=連盟国相互の領土保全および政治的独立を保障、侵略、危険もしくは脅威に対してその影響の有無を問わず連盟全体の利害関係事項と認め、適当有効な措置をとることにあると考えていた。革命運動の避難所としての意義をアメリカは重視していると考えられていたが、それは条約に対して留保条件を付すことで維持することが可能であると考えられていた。また、革命運動を模索するという意味の価値も、条約に対する留保条件を付すことによって保持される。民族自決を訴える権利としての価値は、連盟条約に明文がなく、訴えるべき裁判機関もなくその実行方法も定まっていないため、連盟国に対する拘束力はなく、留保は各民族の所属国を拘束しない。したがって、現実的な影響力は大きいとは言えないと「報告書」は見ていたが、国際連盟条約に対し民族自決権に関する留保が道徳上の価値を有している点は懸念材料であった。それは被支配民族を鼓舞し革命運動を挑発する効果があり、アイルランドや朝鮮に大きな影響を及ぼしていると「報告書」は見ていたのである。留保の効果はまさに道徳的なものであるとする者もいるほどであった⁷⁷⁾。

しかし、このことは、時永にとっては、民族自決主義の持つ大きな弊害であると映った。「報告書」は、民族自決主義の高唱は民族を鼓舞し独立を企てさせるが、それらは本当に適当なものであるのかと問いかけ、民族自決主義の弊害を指摘した論者の意見を列挙する。例えば、Sterling はエジプト同情案に対して、エジプトはイギリスの保護のもと物質上の幸福を増加しており、同情案は将来的には奨励されるものであるかもしれないが、現在は危険であると述べていた。それは、イギリスの保護がなくなれば、Bolshevism と化す危険があり、民族自決主義の高唱は、各民族の革命運動を挑発し惨害を流していると考えたためであった。民族自決運動は、エジプトにおいても革命運動を鼓舞していると考えられた⁷⁸⁾。また、ミルナー卿は、エジプト Home Rule 法案を定め、イギリスは財政及びスエズ運河を支配し、陸軍を駐箚して訓練を行い、アレキサンドリアを海軍根拠としているが、それ以外はイギリス人官吏を削減しエジプト人をもって代え、教育、産業などの内政はすべてエジプト人で行い、完全な自治を行おうとする議案を議会に提出していると述べたが、にもかかわらず、1920年3月10日エジプトおよび立法議会は、指導者 Soghloul

76) 「報告書」264頁。

77) 「報告書」264頁-266頁。

78) 「報告書」266頁-267頁。

Pasha の邸宅で集会を行い、平和会議に出席したエジプト代表者を会長としてエジプトとスーダンの独立を決議し、イギリスの保護を破棄すると宣言した。エジプトにおける新社会運動は、いまやイギリス支配に反対する Nationalist による暴動に変わりつつあり、この Nationalist はさらに、ロシアなどから流入した共産主義に基づく Internationalist の色彩を帯び、食糧難に関するイギリスの責任を喧伝していると考えられた。アメリカの民族自決運動の影響はいまだ見えないが、南ヨーロッパ諸国の情勢が間接的にエジプトに影響していることは明白であると「報告書」は結論付けた⁷⁹⁾。

「報告書」は、アイルランドに関しても同様の見方をしていた。1918年12月14日の選挙によって、Sinn Fein 党は、Nationalist や Unionist よりも多数の当選者を出しイギリス議会で73名を占めたが、彼らはイギリス議会には出席を拒否した。さらに1920年1月15日地方選挙においても Sinn Fein 党は優勢を保ち、候補者の85%が当選した。最もイギリスの影響が大きいと考えられていた Londonderry でも Unionist は当選せず、アルスターでもアイルランド自決の投票は多数を占めた。これはロイド・ジョージが議会で提案中であった Home Rule 案に対する反対を意味しており、アイルランド人口の4分の3はイギリス政府の方針に反対を表明したことを意味していた⁸⁰⁾。

しかし、そのような状況は、革命運動の激化をもたらし、各所で蜂起が繰り返され、イギリスは軍隊を派遣して治安維持に努めなければならない事態となっていることを「報告書」は重視する。アイルランド大臣 Lord French の辞任や、1919年1月以来、Royal Irish Constabulary に属する警官18名、ダブリン市警官6名、兵士2名、官吏1名の殺害、Constabulary 65回、市警察17回、兵士4回、普通官署3回、警官駐在所25回にわたる襲撃などの結果、雑誌 *Nation* 1920年4月24日号によれば、ダブリン市で騒動勃発以来入監する者は10日たらずして約100人に達し、加えてさらに130人を逮捕したとされるような状況が生じており、こうした事態はアイルランド人自身にとっても深刻な悪影響を与えていると「報告書」は指摘したのであった。地方においても16か所の収税所、36か所の警官駐在所が焼かれ、南北および西部やスコットランドに連絡する電信線も切断された。いまやアイルランド人は Home Rule 法案に反対して完全な独立を要求するに至っていた。こうした治安の悪化に関しては、イギリスによる軍隊派遣や警官による問題行動にも原因があるものの、アメリカにおける民族自決主義の提唱が大きな影響を与えていると「報告書」は結論付けていた。さらに1920年4月 Sinn Fein 党の犯罪容疑者104人が Mountjoy 監獄に収監されたことをきっかけに、4月13日、Trade Union Congress は一般同盟罷業を行い、

79) 「報告書」269頁-270頁。

80) 「報告書」267頁。

ベルファストおよび北部アイルランド地方を除き、全アイルランドで各商店、旅館、飲食店、公衛の閉鎖、電信以外の郵便事務の休止、電車、汽車の運休、各種工場の閉鎖が行われ、翌14日、81名の無条件解放を勝ち取った。労働者による暴動は各地においてますます盛んになり、政府委員 Dennis Henry はアイルランド1万人の警察官はもはやこれを鎮定する能力はなく、軍隊の威力によって秩序を保持するべきだと提言するに至っていた。実際にイギリスは多数の軍隊を送り、機関銃や戦車などを備え警戒したが、暴動は激化するばかりであった。治安当局もベルファストにおいて、4月27日に Moville に投擲していた汽船に刑事を派遣し、旅客および旅券を厳しく検査するなどアイルランド共和国仮大統領を名乗っていた de Valera の捜索を行った。アメリカにおいても、先に述べたように、3月28日 Easter の翌日の Good Friday に、ワシントンのイギリス大使館前で数10名のアイルランド同情婦人の示威運動が起こった。de Valera は、シカゴでイギリス大使の新聞談話を攻撃する演説を行い、4月6日にはワシントンで上下両院議員や知名人士によってアイルランド南部地方旅行について送別の宴を受けるなどしており、アメリカにおける民族自決運動の高唱が、いかにアイルランド民族を激励し、アメリカの援護を頼みにこれと呼応し、独立運動を激化させているかを「報告書」は指摘した⁸¹⁾。

また、民族自決主義はインド、朝鮮その他の革命運動も鼓舞していると指摘された。インドでは、民族自決主義に鼓舞された結果1920年春以来騒擾状態となっており、Khalifa 党の騒擾によりデリーは今や暴動の中心となっていることが「報告書」で強調されている。朝鮮における革命運動も民族自決主義によって鼓舞された結果、1919年3月に独立運動が勃発したと見なされていた。以上の例から、「報告書」は、アメリカの民族自決主義がいかに被支配民族を刺激し事態を悪化させているかを論じたのであった⁸²⁾。

アメリカが不実行の民族主義を高唱する弊害も指摘された。「報告書」は、雑誌 *The Freeman* の記事を引き、イギリスおよびアイルランドの多数の者はロイド・ジョージの Home Rule によって問題を解決することで一致しつつあるにもかかわらず、アメリカ上院による干渉によって事態が悪化していることを指摘し、アメリカ議会の動きは、民族自決主義を煽り有害無益の騒擾を誘発しているのみであると結論付ける。また、「報告書」は、アメリカ上院議員 Gore が、民族自決の権利は各人が称揚しているが各人が実行しない主義であると述べたことを取り挙げ、アイルランドは7世紀の間イギリスの虐政のもとにあったが、アメリカ議会の両政党は同情する政綱を掲げていたもののいまだ適用したことがなく、フィリピン独立を認める決議をしているものの、いつ実行されるか全く不明の

81) 「報告書」267頁-269頁。

82) 「報告書」270頁。

状態であると指摘した。200年前に自由を失ったギリシャの12島嶼はWalterの同情にもかかわらず何らの実行力をもった改善も行われておらず、民族自決が実行された例は唯一Cubaがスペインの束縛から脱したのみであるとし、民族自決主義は声高に各民族を扇動するのみで世界に弊害を及ぼすこと測りしれない、と時永は結論付けた⁸³⁾。以上のようにより、時永による「報告書」は、民族自決を高唱して朝鮮独立運動やアイルランド独立運動を鼓舞するアメリカの状況を詳細に調査・分析することによって、アメリカ自身が民族自決主義と矛盾する行動をとっていることを強調し、日本の朝鮮統治を正当化する論理を見出そうとしたのであった。

5. おわりに—時永浦三の植民地統治観

朝鮮総督府官僚時永浦三は、アメリカ調査を行うことによって朝鮮独立運動がアメリカ社会において一定の支持を獲得していることを明らかにした。それは当時ウィルソン大統領によって提唱された民族自決主義によって鼓舞されたものであり、さらに具体的には、アイルランド独立運動を模倣したものであった。しかし、アイルランド独立運動への支持は重要な選挙における得票につながるのに対して、朝鮮独立運動はそうではなかった。アメリカ国内のアイルランド人と朝鮮人の人口は大きく異なるからであった。この点は現実問題として独立問題が喫緊の問題と化していたアイルランドと比較して、日本の朝鮮支配に対する楽観的な見通しを与えていた。しかし、論理的にはアイルランド独立運動と朝鮮独立運動はいずれも民族独立運動であり、同一線上に位置していることを時永は正確にとらえていた。それゆえ、アイルランド独立運動を含む民族運動全般に注意を払うべきであるとする「報告書」を作成し警鐘を鳴らしたのであった。

その分析の射程はさらに、アメリカ自身が抱える民族問題をも捉えていた。それは多民族国家アメリカが抱える重要な矛盾であり、黒人問題などとして社会問題と化していた。アメリカ国内の民族問題を検討した時永は、こうした矛盾を抱えるアメリカが、日本の植民地統治に対する説得的な批判をなすことは非常に困難であるとして楽観的であった。ただし、アメリカがアジアに進出しようとする際には、日本に対する批判的な世論が様々な形をとって現れてくるために注意が必要であるとも述べていた。また、民族自決主義がアメリカの政治状況に左右されやすい点にも懸念を表明していた。

時永浦三はアメリカ滞在から何を感じたのであろうか。アメリカという国家が朝鮮総督

83) 「報告書」271頁。

府官僚に与えた印象は非常に興味深いことであるが、これまであまり触れられていない。ここでは、時永の欧米見聞記である「欧米を視察して（其一）」『朝鮮及満洲』1921年6月号および「欧米を視察して（其二）」『朝鮮及満洲』1921年8月号を用いて見ておきたい。

時永はまず、移民国家アメリカにおける同種同族の集合系統の存在を見てとる。そして13州は事実上単一の国家を形成している観があるとする。それは「合衆国は不可分国家の一不可分の結合」という非常に微妙な言い回しを用いて説明されている⁸⁴⁾。しかし、時永はむしろ、当時のアメリカは各州の連盟であるというより、中央ワシントン政府の下、渾然融合し団結された一大学一国家たる偉観を呈してきている、として国家的な統合を推進するアメリカに注目する⁸⁵⁾。そして、「一億余りの各民族を擁する米国が過去二百数十年間に渾一して一大統一国家を建設した事実は、日鮮融合の前途に対する楽観的な見通しを与えてくれる」⁸⁶⁾として、朝鮮統治に対する教訓を得ようとするのである。時永は、民族の融和を不可能と断ずる論者がいるが間違いであるとし、民族の融和同化には長い年月と種々の波乱が伴う事は覚悟すべきでありアメリカもかつてはそうであったとする⁸⁷⁾。イギリスのアイルランド問題を見て日鮮併合の前途を危惧する者もいるが、このことはイギリスの悪政が原因であり、それと無縁な日本には無縁なものであると主張する。イギリスについては、土地政策の失敗がアイルランド人の反抗を生み、飢饉による移民を招いたと考えていたのであった。しかし、アイルランド人たちの奪われた土地は、最近のグラッドストンの政策により回復してきており、教育も進んできた。アイルランド人もイギリス化してきている。独立運動は一部の者の行っているだけのことであり、外国の悪影響も大きいと指摘する。シンフェインといえども、財政上の条件が整えば自治案による解決で妥結するであろうという見通しを明らかにするとともに、イギリスからのアイルランドの分離独立は両者の危機であると時永は考えていた。危機的状況にあるアイルランドに関してさえ、非常に楽観的な見通しを表明していたのであった。そしてアイルランドの事例から日本の朝鮮統治の将来についてのヒントが得られるとする。イギリスのような弾圧政策とは対照的であると時永が考えていた総督府のこれまでの政策の根底にあった融和同化、一視同仁の精神は正しいものであり、成果を期待できるものであると結論付けるのである⁸⁸⁾。

日本と朝鮮の融合同化は、日鮮共存共栄の根幹であると同時に、東洋平和永遠の福音であり、欧米各国間に見られた民族闘争の惨禍とは無縁であったと時永は考えていた。彼は

84) 時永浦三「欧米を視察して（其一）」『朝鮮及満洲』第22巻第165号 1921年6月号 53頁。

85) 時永浦三「欧米を視察して（其一）」『朝鮮及満洲』第22巻第165号 1921年6月号 54頁。

86) 時永浦三「欧米を視察して（其一）」『朝鮮及満洲』第22巻第165号 1921年6月号 54頁。

87) 時永浦三「欧米を視察して（其一）」『朝鮮及満洲』第22巻第165号 1921年6月号 54頁。

88) 時永浦三「欧米を視察して（其一）」『朝鮮及満洲』第22巻第165号 1921年6月号 56頁-57頁。

民族自決を「見当違いの騷擾」とし、「一時的な世界的風潮に煽られたもの」と考え、一過性の小波乱であると見る⁸⁹⁾。

民族主義の発祥の地アメリカの各地には独色が存在し、大統領選挙などの際、明確に現れるとしながらも、アメリカには社会運動や宗教運動によって統一されたアメリカ人を造り、統一国家を建設しようとする気概にあふれていると評価する。その例として、第1次世界大戦のときには、ドイツ人種の中枢地であるシカゴでも、いったんアメリカが参戦するやアメリカの為に一致して行動したという事例を挙げている。しかし、アメリカには黒人問題があり、いまだ私刑が行われたりしているという矛盾点も指摘する。すなわち、アメリカは日本のことをしばしば非難するが、自国のことは棚に上げている。依然として生活の様々な場面や教育において黒人差別が激然と存在しており、その黒人差別の問題は、排日思想にも通じる人種的偏見に基づいていると強調する。同じアジア人である中国人もいまだ差別されている。このことを東洋の黄色人種は記憶しておくべきことであるとして、アメリカの矛盾を指摘しつつ、同時にその国家的統一形態の在り方には学ぶべきであると主張するのである⁹⁰⁾。そして最後に、アメリカが多数の民族を擁しながら僅かに二百有余年で統一国家を建設したのに比べれば、日本と朝鮮の融和同化は遥かに容易であるとし、日本の朝鮮統治に対する極めて楽観的な見解を提示するのである⁹¹⁾。

アメリカにおける調査を通じて、時永浦三はアメリカの抱える民族的な矛盾を見ながらも、それをアメリカという国家としてまとめていこうとする努力に惹かれていた。非常に多くの民族からなるアメリカが、一つの国家として強固に統合されてようとしている事実は、時永の属していた朝鮮総督府が、日本と朝鮮という2つの民族によって形成されている植民地朝鮮を同化政策の推進によって統合しようとする方向と重なるものであり、しかもその困難はアメリカに比べればはるかに容易であると時永は考えていた。朝鮮総督府官僚時永浦三は、アメリカに矛盾を見出すと同時に、日本の植民地統治に対する光明を見出したのであった。

89) 時永浦三「欧米を視察して（其二）」『朝鮮及満洲』第22巻第166号 1921年8月号 31頁。

90) 時永浦三「欧米を視察して（其二）」『朝鮮及満洲』第22巻第166号 1921年8月号 32頁-34頁。

91) 時永浦三「欧米を視察して（其二）」『朝鮮及満洲』第22巻第166号 1921年8月号 34頁。

US Report by TOKINAGA Urazo

: Korean and Irish Independence Movement in the United States

KATO Michiya

Abstract

TOKINAGA Urazo, an official of Japanese Government-General of Korea, visited the US in 1919 in order to investigate the Korean Independence Movement in the US. He wrote the Report on it in 1920 and the Japanese Government-General of Korea edited it for internal use. In the Report, TOKINAGA compared the Korean Independence Movement with the Irish one and at the same time, considered its influence in the international context. As a result, he concluded that the influence of the Korean Independence Movement in the US was quite limited unlike the Irish one and the Japanese Government-General of Korea was able to keep Colonial Korea under the Japanese rule.

Key Words : TOKINAGA Urazo, Korea, Ireland, the United States, Independence Movement